

Ⅲ. 調査事例 目 次

□ 岩手県

- ・ 大船渡市 Ⅲ- 1
- ・ 宮古市 Ⅲ- 1 2

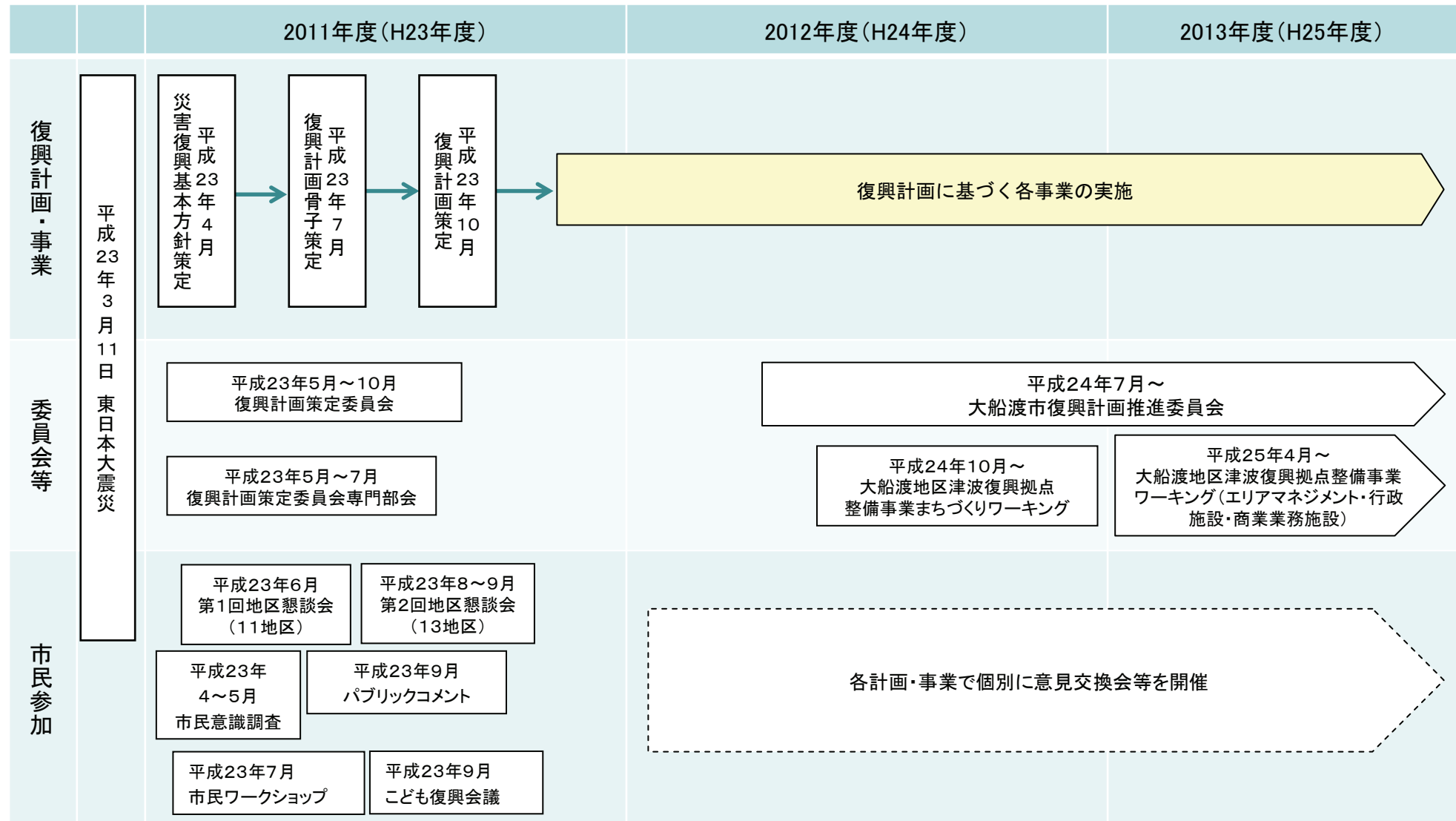
□ 宮城県

- ・ 石巻市 Ⅲ- 2 3

・大船渡市(1／11)

1. 復興計画における事業の概要 (1) 復興計画の変遷

※平成25年7月31日現在



・大船渡市(2／11)

(2) 復興計画における事業の概要

・大船渡市では復興計画の柱を「市民生活の復興」「産業・経済の復興」「都市基盤の復興」「防災まちづくり」の4本として復興計画を立案し、4本の柱に沿って目標、方針を立案のうえ事業計画を策定している。

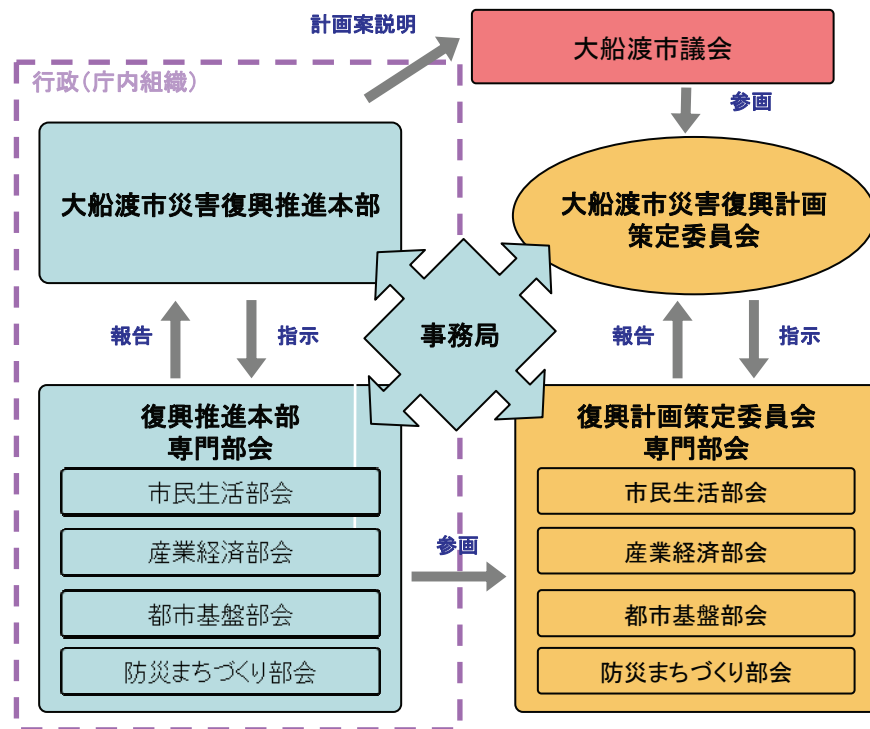
復興計画の柱	目標	方針・施策	主な事業
市民生活の復興	市民生活を再建し、「人のつながり・地域の結びつき」を大切にしながら、安心・安全なまちをつくります。	① 被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。 ② 市民が安心して暮らせるよう保健、医療、介護、福祉など生活に密接に関係する各種サービスの充実を図ります。 ③ 災害廃棄物を適正に処理します。 ④ 被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。 ⑤ 市民共有の財産である歴史・文化資源を活用して、うるおいと安らぎをつくりだします。	・災害廃棄物処理事業 ・防災集団移転促進事業 ・漁村集落復興事業 ・災害公営住宅整備事業
産業・経済の復興	「地域の資源」、「産業・経済」、「雇用」の連動により、活気あふれるまちをつくります。	① 経済活動の早期再建を支援し、雇用の確保を図ります。 ② 産業基盤を再建します。 ③ 水産業の早期再建を図ります。 ④ 農林業のあり方を検討し、振興策を見出します。 ⑤ 商業の早期再建を図ります。 ⑥ 観光産業の早期再建を図ります。 ⑦ 地場産業の活力により、産業・経済を活性化します。	・漁港関係施設等復旧事業(漁港施設) ・水産物等残渣処理事業 ・共同利用漁船等復旧支援対策事業
都市基盤の復興	将来にわたって「災害に強いまち」を支える都市基盤をつくります。	① 被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。 ② 土地利用のあり方を検討のうえ見直します。 ③ 情報通信基盤の整備を進めます。	・港湾施設復旧事業 ・湾口防波堤復旧事業 ・津波復興拠点整備事業 ・土地区画整理事業
防災まちづくり	被災の教訓を生かし、「自分たちのまちは、自分たちで守る」ため、「減災」の考え方に基づく防災の仕組みをつくります。	① 今回の災害による教訓を生かし、新たな防災体制を整えます。 ② 防災教育や防災訓練を積極的に推進します。 ③ 地域コミュニティ機能の維持・強化を図ります。 ④ ライフラインや交通・物流などの機能を強化します。 ⑤ 広域的な観点を重視した災害時の応援・サポート体制を整えます。	・消防救急無線施設・設備整備事業 ・防災行政無線整備事業 ・コミュニティ消防センター新築事業

・大船渡市(3／11)

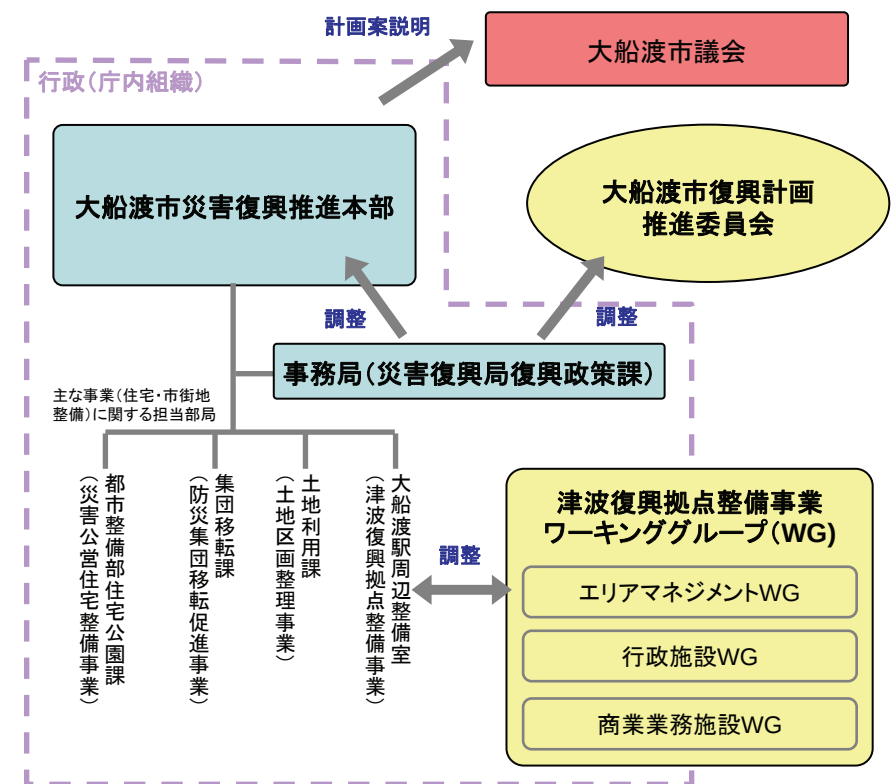
(3) 組織体制(復興計画策定時とその後)

- ・災害復興計画策定委員会が復興計画推進委員会に遷移し、復興計画の円滑な推進を図っている。
- ・津波復興拠点整備事業については専門的見地から市長に提言を行うことを目的として、平成25年4月に次の3つのワーキンググループを設置している。
- ・学識経験者は復興計画策定段階から事業段階にも継続して参加している。
- ・他県等からの派遣職員(約70名)や臨時職員も増員して対応している。(しかし人員は足りていない状況)

□大船渡市組織体制(復興計画策定時)



□大船渡市組織体制(2013年(平成25年)7月現在)



・大船渡市(4／11)

2. 住宅再建事業の概要と進め方 (1) 事業の概要

1) 防災集団移転促進事業

項目	概要
地区数	22地区
区域面積	合計45.3ha 1地区平均2.1ha
集団移転戸数	合計519戸 1地区平均23.6戸

2) 土地区画整理事業

項目	概要
地区名	大船渡駅周辺地区
区域面積	33.8ha
人口計画	730人
土地利用	JRより山側 住宅地 JRより海側 商業業務・産業

※平成25年7月31日現在の情報をもとに整理。

※ここでは、主に住宅再建に関わる事業として「防災集団移転促進事業」「土地区画整理事業」「災害公営住宅整備事業」の3事業を取り上げる。

3) 災害公営住宅整備事業

項目	概要
県営	10地区 563戸 1地区平均56.3戸
市営	13地区 265戸 1地区平均20.4戸
合計	23地区 828戸 1地区平均36戸

【事業箇所位置図】

※平成25年7月31日現在



出典：大船渡市ホームページ掲載資料より作成

・大船渡市(5／11)

(2) 策定スケジュール

※平成25年7月31日現在

・防災集団移転促進事業
は概ね平成25年度中に
造成工事に取り掛かる予
定。4地区については既に
造成工事に着手している。

・災害公営住宅整備事業は
2地区で入居が開始されて
いる。他地区は平成26年
度以降順次入居が開始さ
れる予定。

・土地区画整理事業は平成
25年度中に仮換地等を行
い、平成26年度より移転・
補償・造成工事に取り掛か
る予定。

※ ____ は、前回作成時(平成25年3月31日現在)以後における変更箇所。

(平成25年7月31日現在)

事業名	事業概要	事業主体	事業箇所	平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度	平成28年度	平成29年度以降			
				4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月						
防災集団移転促進事業	居住に不当でないと思われる区域内にある住居の集団移転の促進 ※すべての防災集団移転促進事業実施予定地区において、事業実施に係る国土交通大臣の同意を得ています。 (519戸) (事業実施に係る合意形成状況などを踏まえ、工程を再調整しました)	市	大船渡地区(大船渡町):88戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事								●住宅建設					
			峰岸地区(末崎町):21戸	事業計画作成／測量・調査設計／埋蔵文化財調査				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			神坂地区(末崎町):9戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			細浦地区(末崎町):13戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			小細浦地区(末崎町):8戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事(着手済)				●住宅建設				●住宅建設					
			小河原地区(末崎町):41戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			梅神地区(末崎町):13戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			門之浜地区(末崎町):13戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事(着手済)				●住宅建設				●住宅建設					
			泊里地区(末崎町):17戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			佐野地区(赤崎町):5戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			中赤崎地区(赤崎町):135戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			永浜地区(赤崎町):33戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			清水地区(赤崎町):6戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			蛸ノ浦地区(赤崎町):15戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			田浜地区(三陸町綾里):12戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事(着手済)				●住宅建設				●住宅建設					
			港・岩崎地区(三陸町綾里):23戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事(着手済)				●住宅建設				●住宅建設					
			重盛地区(三陸町越喜来)	※重盛地区としての事業実施については再検討(他地区への統合または他事業などによる住宅再建になる場合があります)																	
			泊地区(三陸町越喜来):13戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事(着手済)				●住宅建設				●住宅建設					
			浦浜南地区(三陸町越喜来):11戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			浦浜中・西地区(三陸町越喜来):10戸	事業計画作成／測量・調査設計				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			浦浜東地区(三陸町越喜来):12戸	事業計画作成／測量・調査設計／埋蔵文化財調査				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
			崎浜地区(三陸町越喜来):21戸	事業計画作成／測量・調査設計／埋蔵文化財調査				住宅敷地造成工事				●住宅建設				●住宅建設					
災害公営住宅整備事業	住宅を失った被災者を対象に公営住宅を整備(629戸)	県 (563戸)	下欠(立根町):33戸	測量・調査設計				工事				●入居				(全般的に工程を再調整しました)					
			平林②(末崎町):56戸	測量・調査設計				工事				●入居									
			上平(大船渡町):65戸	測量・調査設計				工事				●入居									
			清水(三陸町綾里):30戸	測量・調査設計				工事				●入居									
			開谷(立根町):80戸	測量・調査設計				工事				●入居									
			長谷堂(猪川町):53戸	測量・調査設計				工事				●入居									
			沢田(赤崎町):20戸	測量・調査設計				工事				●入居									
			みどり町(盛町):120戸	測量・調査設計				工事				●入居									
			下鏡下(盛町):60戸	測量・調査設計				工事				●入居									
			(その他)46戸	(調整中)																	
		市 (265戸)	盛中央団地(盛町):44戸	改修工事●入居済(入居者募集中)																	
			田中東団地(明神前①)(大船渡町):12戸	設計				●入居済													
			田中東団地(明神前②)(大船渡町):7戸	測量・調査設計				工事(着手済)				●入居									
			赤沢(大船渡町):23戸	測量・調査設計				工事(着手済)				●入居									
			上山(大船渡町):11戸	測量・調査設計				工事(着手済)				●入居									
			平林①(末崎町):11戸	測量・調査設計				工事(着手済)				●入居									
			宇津野沢(盛町):20戸	測量・調査設計				工事(着手済)				●入居									
			泊里(末崎町):6戸	測量・調査設計				工事				●入居									
			崎浜(三陸町越喜来):8戸	測量・調査設計				工事				●入居									
			蛸ノ浦(赤崎町):21戸	測量・調査設計				工事				●入居									
			浦浜(三陸町越喜来):30戸	測量・調査設計				工事				●入居									
			中赤崎(赤崎町):42戸	測量・調査設計				工事				●入居(工事着手時期が早くなりました)									
川原(大船渡町):30戸(新規掲載)	測量・調査設計				工事				●入居												
土地区画整理事業	土地の区画を整えながら、宅地造成などによる新たな住環境の整備	市	大船渡駅周辺(大船渡町)33.8ha (事業区域面積が減少しました)	都市計画決定・事業計画策定				測量・調査設計				工事				●造成工事の進捗により段階的に住宅建設					
				測量・調査設計				道路等設計・換地設計等				仮換地手続き									

・大船渡市(6／11)

3. 事業における課題と工夫

- ・この項では、大船渡市で特徴的な取組を行っている「防災集団移転促進事業」及び「災害公営住宅整備事業」についてとりまとめる。

(1) 大船渡市における防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業の特徴

□被災状況

- ・リアス地形により平地が少なく、主に低地の家屋が被災。

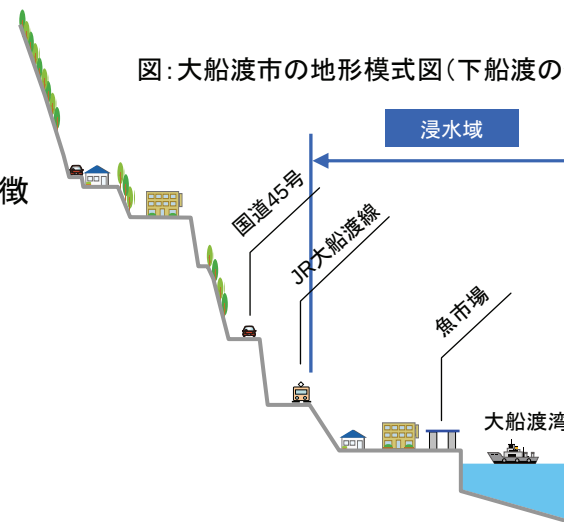
□課題

- ・大規模な高台団地は自然への影響大。
- ・まとまった土地は住み慣れた地域から離れた場所になってしまう。

□集団移転の考え方

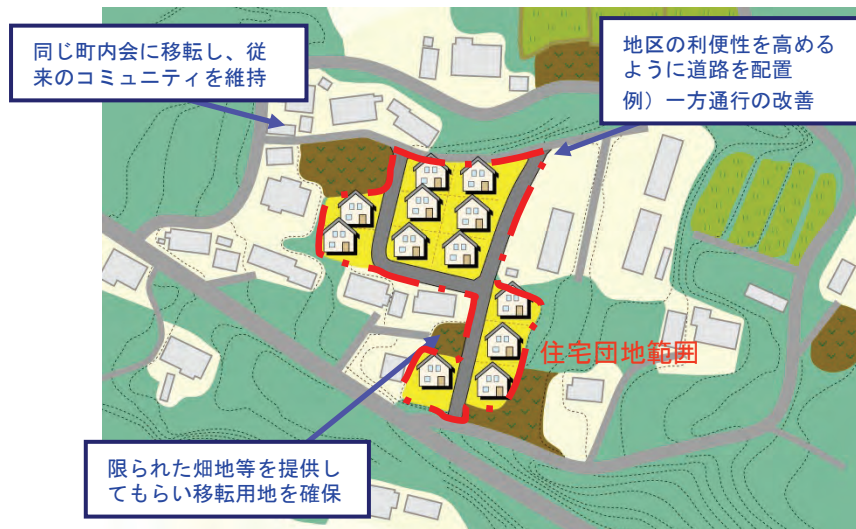
- ・裏山などに小規模に移転し、差込型の住宅団地を形成する。

図：大船渡市の地形模式図(下船渡の例)



1) 集落の間に配置する差込型住宅団地イメージ

- ・被災地に隣接する集落の畑・林野等に差込む住宅地
- ・住宅の隙間を縫うように配置し、まとまりのある集落を形成



※住団地のイメージ図であり、具体的な場所を示すものではない

2) 限られた平地を活用する差込型住宅団地のイメージ

- ・限られた平地を活用して一体的な住宅団地を確保
- ・切土造成を極力縮小し、小規模な住宅団地を一体化



※イメージ図であり、具体的な場所を示すものではない

・大船渡市(7／11)

(2) 防災集団移転促進事業の進捗状況(平成25年7月31日現在)

■実施(予定)地区別進捗管理表

(平成25年7月31日現在)

項 目		地元意向 確認	移転先用地 地権者意向 確認	地元意向	移転計画 作成	事業費算出	復興交付金 事業計画 配分状況	移転同意書 取得	移転促進 区域の設定	事業計画書 作成	大臣同意 取得日	埋蔵文化財調査	法解釈等 手続・ 開発行為 許可	調査・設計	移転先用地の売買契約	工事発注	工事・ 施工管理	災害危険 区域の設定	移転促進区域 (移転跡地)の買い取り	引渡し	備 考
地 区 名	移転 戸数											試掘調査	本発掘調査		契約	議決	契約	議決			
大船渡町	大船渡北	22	○	○	●	●	第4回(H24.11) 配分通知		○	●	H25.3.8	●	—		○						大船渡地区としてまとめて申請
	平	60	○	○	●	●	第4回配分通知		○	●	H25.3.8	●	—		○						
末崎町	2 峰岸	21	●	●	●	●	第4回配分通知	●	●	●	H24.12.25	●	○	○	○						内田地区含む
	3 神坂	9	●	●	●	●	第4回配分通知	●	●	●	H25.1.29	●	—	○	○						
	4 細浦	13	●	●	●	●	第4回配分通知	●	●	●	H24.12.25	●	—	○	○	●	●				内田地区含む
	5 小細浦	8	●	●	●	●	第1回(H24.3) 配分通知	●	●	●	H24.7.26	●	—	●	●	●	—	○			
	6 小河原	41	●	●	●	●	第3回(H24.8) 配分通知	●	●	●	H24.11.22	●	—	○	○	○					
	7 梅神	13	●	●	●	●	第4回配分通知	●	●	●	H24.12.25	●	—	○	○						
	8 門之浜	13	●	●	●	●	第1回配分通知	●	●	●	H24.7.26	●	—	●	●	●	●	—	○		
	9 泊里	17	●	●	●	●	第4回配分通知	●	●	●	H24.12.25	●	—	○	○						
	10 佐野	5	●	●	●	●	第4回配分通知	●	●	●	H24.12.25	●	—	○	○	○	—				
赤崎町	中 赤 崎	①(森っこ)	62	●	○	○	第4回配分通知		○	●	H25.3.8										
		②(淵川原)	20	●	○	○	第4回配分通知		○	●	H25.3.8										
		③(久保新高台)	20	●	○	○	第4回配分通知		○	●	H25.3.8										
		④(駅周辺)	5	●	○	○	第4回配分通知		○	●	H25.3.8	●	—								
		⑤(お子守様)	9	●	○	○	第4回配分通知		○	●	H25.3.8										
		⑥(山口)	19	○	○		第4回配分通知		○	●	H25.3.8										
	12 永浜	33	●	●	●	●	第4回配分通知	●	○	●	H25.3.8	●	—	○	○	●	●				
	13 清水	6	●	●	●	●	第4回配分通知	●	●	●	H24.12.25	●	—	○	○	●	●				
	14 蛸ノ浦	15	●	●	●	●	第4回配分通知	●	●	●	H24.12.25	●	—	○	○	○					
	15 田浜	12	●	●	●	●	第1回配分通知	●	○	●	H24.7.26	●	—	●	●	—	●	●	○		
三陸町 綾里	16 港・岩崎	23	●	●	●	●	第3回配分通知	●	○	●	H24.10.24	●	—	●	●	●	●	●	○		
三陸町 越喜来	17 南雄	—	●	●	●	●	第4回配分通知		○	●	H25.3.8	※南雄地区としての事業実施については再検討(他地区への統合または他事業等による住宅再建になる場合あり)									
	18 泊	13	●	●	●	●	第2回(H24.5) 配分通知	●	●	●	H24.7.26	●	—	●	●	●	●	—	○		
	19 浦浜南	11	●	●	●	●	第4回配分通知	●	●	●	H24.10.24	●	—	○	○	○					
	20 浦浜中・西	10	●	●	●	●	第4回配分通知	●	○	●	H25.3.8	●	—								
	21 浦浜東	12	●	●	●	●	第3回配分通知	●	○	●	H24.10.24	●	○	○	○	○					
	22 崎浜	21	●	●	●	●	第1回配分通知	●	○	●	H24.9.24	●	○	○	○	○					
合 計		519																			

凡例 ●=実施済、○=実施中、赤字=変更箇所：前回公表時(H25.3.31現在)以降の変更箇所

・大船渡市(8／11)

(3) 災害公営住宅整備事業の進捗状況(平成25年7月31日現在)

(市営)

(平成25年7月31日現在)

地区名	地区内整備予定戸数	地区内整備計画				需要アンケート実施	地元説明会・意見交換会等の開催	建設候補地・権利者意向確認	住宅種別・戸数・建築構造決定	間取り・配置計画	概算事業費算出	入居者募集・管理計画	事業計画書作成	埋蔵文化財調査		用地交渉・売買契約	調査設計	解体・造成工事	工事・施工管理	引渡し	入居募集・入居開始	備考
		団地名	戸数	構造	着工/完成									試掘調査	本発掘調査							
盛町	64	盛中央	44	RC5階	23/24	●	●	●	—	—	●	●	○	—	—	●	●	—	●	●	○	入居開始(募集中)
		宇津野沢	20	RC3階	25/25	●	●	●	—	—	●	●	○	—	—	●	●	—	●	●	●	工事着工
		田中東①	12	木造2階	24/24	●	●	●	—	—	●	●	○	—	—	●	●	—	●	●	●	入居開始
		田中東②	7	木造2階	25/25	●	●	●	—	—	●	●	○	—	—	●	●	—	●	●	●	工事着工
大船渡町	83	赤沢	23	RC5階	25/25	●	●	●	—	—	●	●	○	—	—	●	●	—	●	●	●	工事着工
		上山	11	RC3階	25/25	●	●	●	—	—	●	●	○	—	—	●	●	—	●	●	●	工事着工
		川原	30	RC造	25/25	●	●	●	—	—	●	●	○	—	—	○	●	—	●	●	●	測量調査実施中
末崎町	17	平林①	11	RC3階	25/25	●	●	●	—	—	●	●	○	—	—	●	●	—	●	●	●	工事着工
		泊里	6	木造平屋	26/26	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	用地交渉準備中
赤崎町	63	中赤崎	42	RC造	26/27	●	○	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	測量調査実施中
		額ノ浦	21	RC3階	26/26	●	—	●	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—
猪川町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
立根町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日頃市町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三陸町越喜来	38	浦浜	30	RC造	26/26	●	○	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	用地選定中
		崎浜	8	木造平屋	26/26	●	●	○	—	—	—	—	—	●	○	○	—	—	—	—	—	—
三陸町吉浜	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	265		265																			

●=実施済、○=実施中、—=予定なし

※未着工は変更箇所

※(団地名～着工/完成)の網かけ表示:UR(都市再生機構)施工

(県営)

(平成25年7月31日現在)

地区名	地区内整備予定戸数	地区内整備計画				需要アンケート実施	地元説明会・意見交換会等の開催	建設候補地・権利者意向確認	住宅種別・戸数・建築構造決定	間取り・配置計画	概算事業費算出	入居者募集・管理計画	事業計画書作成	埋蔵文化財調査		用地交渉・売買契約	調査設計	解体・造成工事	工事・施工管理	引渡し	入居募集・入居開始	備考
		団地名	戸数	構造	着工/完成									試掘調査	本発掘調査							
盛町	180	みどり町	120	RC5階	26/27	●	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	用地交渉準備中
		下館下	60	RC8階	26/27	●	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	用地交渉準備中
大船渡町	65	上平	65	RC7階	25/26	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	●	●	—	—	—	—	設計完了
末崎町	56	平林②	56	RC4階	26/27	●	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	用地交渉中
赤崎町	20	沢田	20	RC3階	26/26	●	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	用地交渉中
猪川町	53	長谷堂	53	RC3階	25/26	—	●	●	●	●	●	●	●	—	—	●	●	—	—	—	—	設計実施中
		下欠	33	RC3階	25/26	—	●	●	●	●	●	●	●	—	—	●	●	—	—	—	—	入札準備中
立根町	113	関谷	80	RC5階	26/27	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	●	○	—	—	—	—	設計準備中
日頃市町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他内陸部	46	(その他)	46	—	26/27	—	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	設計実施中
三陸町綾里	30	清水	30	RC3階	25/25	●	○	●	●	●	●	●	●	—	—	●	○	—	—	—	—	—
三陸町越喜来	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三陸町吉浜	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	563		563																			

●=実施済、○=実施中、—=予定なし

※未着工は変更箇所



完成写真(田中東団地)



完成予想パース(左:宇津野沢団地 右:赤沢団地(大船渡地区))



出典:大船渡市及び岩手県ホームページ掲載資料より作成

・大船渡市(9／11)

(4) 防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業における合意形成の工夫

- ①被災前のコミュニティを崩さないことを基本方針とし、既存宅地と移転宅地が一体となって小規模な市街地を形成する手法(差し込み型と呼んでいる)を基本としている。
- ②運動会やお祭りといった地域の行事を継続できるよう配慮している。地域が変わるとお囃子も変わってしまい、これまで腕を振っていた地域の高齢者が活躍できなくなる。
- ③土地所有者の大半は「津波で流された方々は大変な思いをしているのだから協力しなければ」と言ってくれる。
⇒その理由のひとつとして、もともと地域づくりができていて、コミュニティがしっかりと形成されていたことが挙げられる。
- ④コミュニティの結束が強い地域では市が先頭に立たないようにしている。住民同士で内諾を取ってから市が調整する方がうまくいく。
⇒移転先の立地場所についても最初は住民同士で決め、その後で市が入っていった。
- ⑤一方で市の中心部など元々のコミュニティが希薄化していたところでは市が主導して調整を進めた。
- ⑥小規模な住宅団地では、宅地設計において地域要望が多彩。そのため、キーマンを中心とした調整を行った。(細かい要望等は地元組織がとりまとめて調整)
- ⑦大規模な住宅団地では、移転者の意向把握が難しい。また他事業との関連で調整事項が拡大。そのため、懇談会、個別面談、計画案の複数案作成等により要望を丁寧に把握。また国・県等の関係機関との調整を頻繁に行いネック部分の把握に努めた。

・大船渡市(10/11)

4. 今後の中期的な課題や展望

- ①市としては情報提供しているつもりでも市民からは情報が少ないのご意見があり、どこまで情報提供できればよいかは難しい。また高齢者等の中には、説明会に出席していただいても説明自体を理解していただけない方もいる。
- ②高台に移る人が不便にならないように、コミュニティバスなど移動の足も必要になる。今は安心できる住まいを確保することが優先であるが生活の質の確保までは至っていない。高台と被災地(跡地利用)が一体となって利便性の高いまちをつくるのが今後の課題である。
- ③生活に必要な商業施設などは防災集団移転促進事業とは別の事業になっている。情報共有には努めているが、そこまで配慮して事業計画を立案していくと時間がかかる。

⇒第1段階では住まいを確保し、第2段階で生活の質を上げるといった段階的な対応が必要になるのではないか。

- ④問題になっているのは地盤沈下である。地盤沈下した用地の復旧・買い上げに対する費用補助は無い。

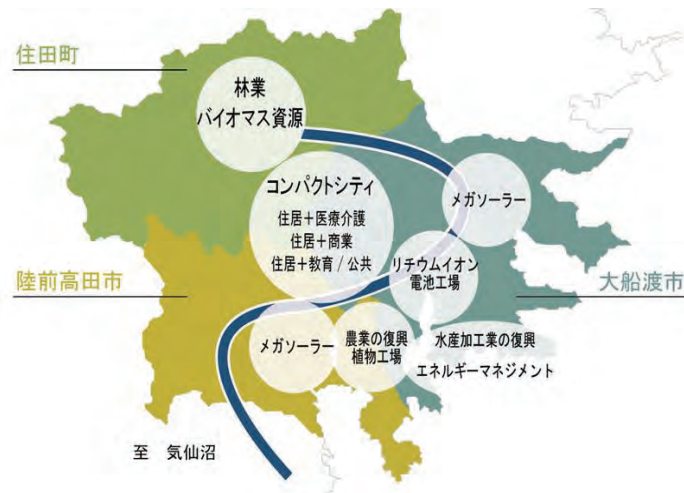
- ⑤そのため跡地は虫食い状に土地利用を考えることになる。

⇒復旧はハードだけでできるが、復興はソフトが伴わないとできない。ハードでできなくともソフトで対応できることもある。

- ⑥差込型住宅団地では、既存集落への移転であるため、移転住民を含めた既存集落の町内会等の体制を継承していくことが求められる。

- ⑦大規模住宅団地では、多くの集落から集まる移転者のための新たなコミュニティを醸成することが求められる。

- ⑧「復興」とは、震災前の姿に戻すことではなく、震災前からの課題(少子高齢化、中心市街地の衰退、一次産業の担い手不足など)も一緒に解決することが求められる。大船渡市では復興に合わせて、「環境未来都市」「東北未来創造イニシアティブ(人材育成、六次産業化等)」にも取り組んでいる。



環境未来都市概念図

イニシアティブ設立の精神

あの悲惨な出来事から一年が過ぎました。日本中から、被災地に多くの暖かい手が差し伸べられ、復興が進む中、私たち一人一人がその重要性を再認識したプロセスでもありました。

しかし、被災地における本当の復興は、現金だけでなく、復興。それは、復興ではなく、復興。さらには未来に向けた創造への挑戦です。人の暮らしを支える事業を創り、人が誇りをもって暮らす街を創る。その行く末を希望をもって無言のうちに進める。それも、東北の人々が、自分たちの手で、主役となって創り出す。創造と自立への挑戦が、被災地の大きなテーマである。私たちは信じています。

この際、私たち有志は、復興、自立。さらには未来創造へと挑戦する被災地を支援し、東北のみならず日本の再生に一手を投じるべく、手を取り合い立ち上がります。

代表発起人の一人が長を務める東北大学地域イノベーションセンターは、東北ニュービジネス協議会を運営母体として、仙台に本拠を置きながら、岩手県(釜石、大船渡、宮城(気仙沼、行啓、奥平野、福島県にサテライト拠点を設け、経営者団体、大学、行政、市民組織、担い手を結んだ連携協働を創り、5年間にわたって、情熱と志、構想力、行動力を持つリーダー人材(事業家、社会起業家、地産プロダクト「イニ」)を育て、その行動、構想を支援します。

あたたかな創造的商業が雇用を生み出し、地域を再興し、日本全体のロールモデルとならん産業の創出へと貢献できるよう力を合わせます。

多くの組織が活動しますが、その要となるのは民間の個人有志。とりわけ企業人有志です。私たちに、産業創造と組織運営についての経験とスキル、日本全国さらには世界とつながる人的ネットワーク、そして既存の慣習にとらわれない柔軟性と先取の精神があります。

政治主導に頼ることなく、民間人、そして企業人が先頭に立ち、東北の復興に貢献し、自分たちの社会の未来を拓く。人づくり、街づくり、産業づくりを通じて、日本を再生する。これが東北未来創造イニシアティブです。

平成24年4月 発起人一同

東北未来創造イニシアティブ設立の精神

5. 全体のまとめ

(1) 事業を実施するにあたっての提言

- ①大船渡市の防災集団移転促進事業では、差し込み型と呼んでいる既存宅地と移転宅地が一体となって小規模な市街地を形成する手法を基本とすることで、他都市と比較して早期に事業着手することができている。
⇒早期に事業着手するためには、ひとつひとつの事業規模を小さくしたり、インフラがある程度整備された既存宅地と一体的に整備したりするなどの工夫が有効ではないか。ただし既存宅地との一体的整備では、移転住民を含めた既存集落の町内会等の体制(コミュニティ)を継承できるよう配慮する必要がある。
- ②合意形成がスムーズに進んだ理由のひとつとして、もともとの地域づくり(コミュニティの形成)がしっかりとできていたことを挙げている。
⇒災害時の助け合いや復興に向けた合意形成をスムーズに進めるためにも、普段から地域づくり(コミュニティの形成・醸成やソーシャルキャピタルの向上)に取り組むことが重要ではないか。

(2) 中長期の展望を踏まえた提言

- ①現在進めている事業は安心できる住まいを確保することが優先であり、生活の質の確保までは至っていない。一方で事業にはスピードも求められる。
⇒第1段階では住まいを確保し、第2段階で交通や生活機能の充実を図るといった段階的な対応をすることで、早期の事業着手と生活の質の向上を両立させることができるのではないか。
- ②制度上、面的に用地を買い上げることができないエリアは、虫食い状に残った用地の土地利用を検討する必要がある。
⇒ハードで対応できないところ(特に生活の質の向上の面)をソフトで補うことができるのではないか。
- ③震災前の姿に戻すことではなく、震災前からの課題(少子高齢化、中心市街地の衰退、一次産業の担い手不足など)も一緒に解決することが求められる。
⇒復興を、震災前からの課題を解決する契機とも捉えることで、より一層活力ある地域を取り戻すことができるのではないか。

・宮古市(1/11)

1. 復興計画における事業の概要

(1) 復興計画の変遷

H23. 3. 11 東日本大震災	
H23.06	・宮古市震災復興基本方針策定(6/1) ・宮古市震災復興に係る市民懇談会開催(6/23～7/4)
H23.07	・復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査を実施(7/8～7/26) ・第1回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(7/25)
H23.08	・第2回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(8/23)
H23.09	・第1回地区復興まちづくりの会(9/6～10/8) ※復興まちづくりの手段・方法(高台への移転・面的嵩上・公営住宅など)の概要を提示 ・第3回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(9/13) ・第4回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(9/28)
H23.10	・宮古市東日本大震災復興計画(基本計画)案パブリックコメント実施(10/1～10/20) ・宮古市東日本大震災復興計画(基本計画)案に係る市民説明会開催(10/14～10/18) ・第5回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(10/28)
宮古市東日本大震災復興計画(基本計画)を策定 (10/31)	
H23.10	・第1回意向調査(10/12～11/15) ・第1回地区復興まちづくり検討会(10/25～11/11) ※津波シミュレーション結果や復興基本計画(地域別復興まちづくりの方向性等)を提示
H23.11	・第2回地区復興まちづくり検討会(11/24～12/9) ※復興まちづくりの手段・手法についての具体的内容等を提示
H23.12	・意見交換会(12/12～1/11) ・第3回地区復興まちづくり検討会(12/20～1/13) ※復興まちづくり計画素案イメージ等の提示
H24.01	・地区復興まちづくり計画(素案)内覧会(1/14～1/24) ・第4回地区復興まちづくり検討会(1/30～2/9) ※復興まちづくり計画素案等を提示
H24.02	・第2回地区復興まちづくりの会(2/16～2/23) ※復興まちづくり計画素案等を提示 ・10地区のうち4地区の市長提言(2/28) ・第6回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(2/29) ・第2回意向調査(2/2～3/17)
H24.03	・宮古市東日本大震災復興計画(推進計画)案パブリックコメント実施(3/3～3/22) ・第2回地区復興まちづくりの会(3/19～3/23) ※復興まちづくり計画素案等を提示

H24. 3. 30 宮古市東日本大震災復興計画(推進計画)を策定

24. 3. 30 地区復興まちづくり計画を策定

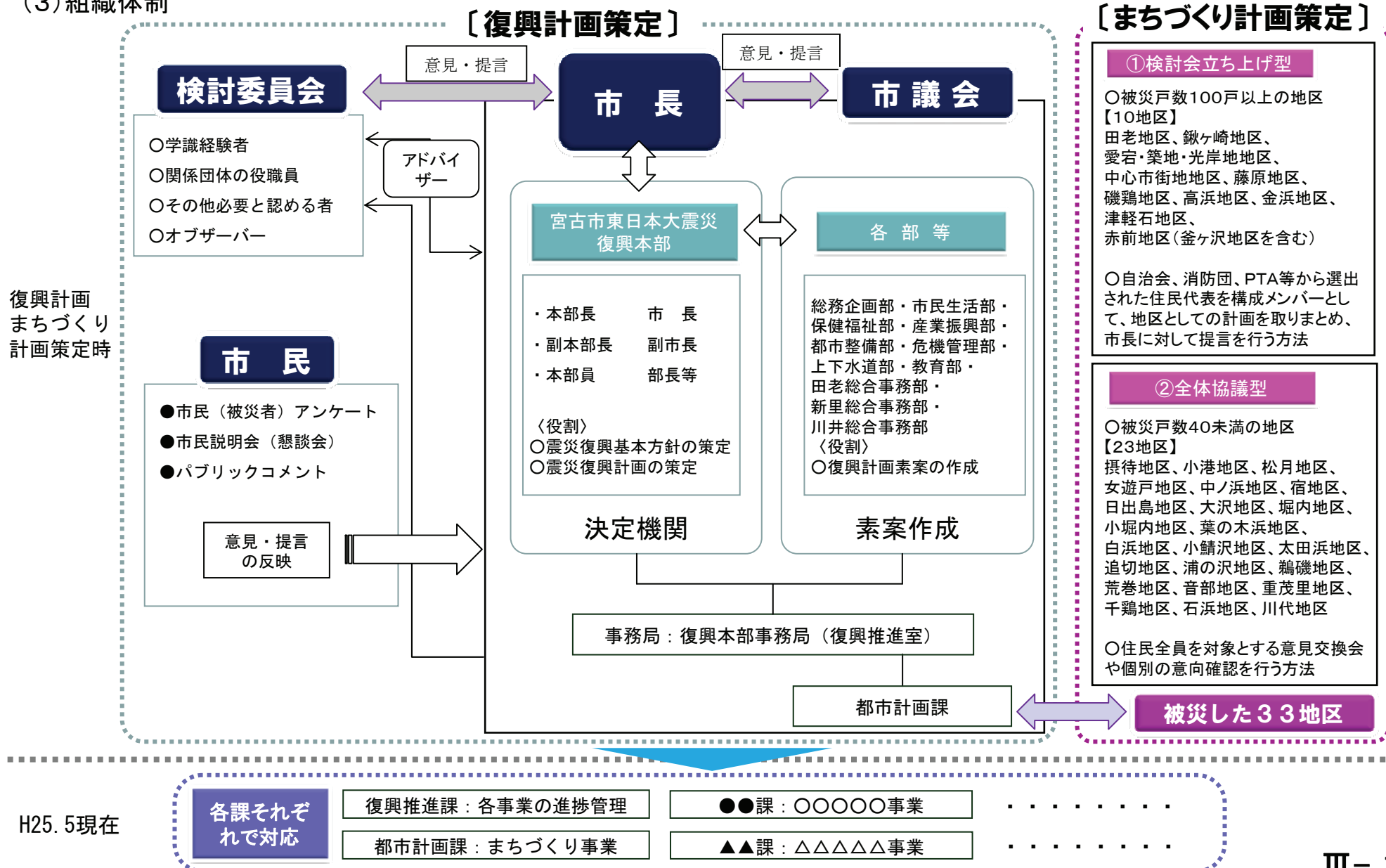
・宮古市(2／11)

(2) 復興計画における事業の概要

復興の柱	取組の方向	復興に向けた主な取り組み	主な復興事業
すまいと暮らしの再建	①被災者の生活再建支援 ②雇用の維持・確保 ③保健・医療の確保・充実 ④福祉の充実 ⑤学校教育環境の確保・充実 ⑥生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承 ⑦地域コミュニティの強化・再生	●住宅の再建等支援 ●公営住宅等の供給 ●雇用の創出 ●地域医療供給体制の整備 ●福祉施設の復旧 ●児童生徒の安全確保の推進 ●学校教育施設の復旧 ●スポーツ・レクリエーション施設の復旧 ●地域活動団体への支援	・生活再建住宅支援事業 ・災害公営住宅整備事業 ・雇用促進対策事業 ・県立宮古病院医師確保対策支援事業 ・保健福祉施設整備事業 ・緊急時避難体制等整備事業 ・小中学校適正配置計画策定事業 ・学校施設の災害復旧事業 ・運動公園等復旧事業 ・地域自治組織活動拠点施設整備支援事業
産業・経済復興	①農業の復興・再生 ②林業の復興・再生 ③水産業の復興・再生 ④商業の復興・再生 ⑤工業の復興・再生 ⑥企業・事業者の復興・再生 ⑦観光の復興・再生 ⑧港湾の復興・再生	●農地・農業用施設等の復旧 ●生産施設の復旧・整備支援 ●漁港・漁場・漁村の再生 ●生産者の経営再建 ●中心市街地の復興・再生 ●地場企業の育成支援 ●企業誘致の推進 ●事業再生・成長支援 ●観光施設等の復旧 ●地域観光資源の再生 ●物流・産業基盤としての機能の確保	・農用地災害復旧関連区画整理事業 ・林産施設災害復旧事業 ・水産基盤整備事業 ・漁業集落防災機能強化事業 ・水産経営活性化対策事業 ・地域商業活性化支援事業 ・産業復興総合支援事業 ・企業立地促進基盤整備事業 ・産業振興補助事業 ・宮古市広域総合交流促進施設整備事業 ・まちなか観光促進事業 ・コンテナ航路補助事業 ・港湾機能確保支援事業
安全な地域づくり	①災害に強いまちづくりの推進 ②災害に強い交通ネットワークの形成 ③地域防災力の向上 ④防災・危機管理体制の強化と再構築 ⑤災害記憶の後世への継承	●計画的な土地利用の推進 ●多重防災型施設の整備促進 ●公共施設の再配置 ●再生可能エネルギーの確保・推進 ●高規格幹線道路等の整備促進 ●公共交通の復旧と再生 ●防災施設(避難路・誘導標識等)の復旧・整備 ●防災意識の醸成と知識の向上 ●地域防災計画・行動マニュアルの見直し ●防災拠点施設の整備 ●震災資料の整理と震災記録の作成	・津波復興拠点整備事業 ・都市再生区画整理事業 ・防災集団移転促進事業 ・津波避難施設整備事業 ・公共施設再配置計画策定事業 ・再生可能エネルギーマスタープラン策定事業 ・三陸復興道路整備事業・復興道路整備事業 ・公共交通体系構築事業 ・津波避難誘導施設整備事業 ・地域防災力向上促進事業 ・防災ハザードマップ作成事業 ・防災拠点施設整備事業 ・東日本大震災記憶伝承事業

・宮古市(3／11)

(3) 組織体制



・宮古市(4／11)

2. 住宅再建事業の概要と進め方

(1) 事業の概要

住宅再建の主な事業としては以下の3つである。

- ・防災集落移転促進事業(8地区) ⇒ 最大クラスの津波が発生した場合に浸水が予想される区域について、高台に移転する。
- ・土地区画整理事業(5地区) ⇒ 一部嵩上げを行い、土地区画整理事業において、区画道路及び住宅地等を整備する。
- ・漁業集落防災機能強化事業(18地区) ⇒ 主に漁業集落を対象として、最大クラスの津波が発生した場合に浸水が予想される区域について、高台に移転する。

◆土地利用の方針

防潮堤等の防災施設を整備して住宅棟を確実に守るが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波が襲来した場合は防潮堤等を越流する区域が発生すると予想されることから、これらの区域においては、浸水した場合でも住民の生命を確実に守り、地域全体が壊滅的な被害を受けないことを目指し、住宅の建築を制限する災害危険区域を設定する。

- ・災害危険区域の設定／災害危険区域における建築制限の方針
- ・建築の自粛

◆公共施設の配置方針

大震災津波において、海沿いの産業振興施設や文教施設、医療・社会福祉施設等、主要な公共施設が壊滅的な被害を受け、これらの施設の早期復旧・整備と再会が大きな課題である。この課題解決に向けて、復興計画、被災地域の土地利用の方針とも合致した、適切な位置そして機能、規模、複合化等をあわせて検討することが急務となっている。このため、次の点に留意し総合的な検討を行い、被災地区の復興にあわせて、安全で快適な市民生活を支える公共施設の適正配置を進める。

- ・地区別の復興まちづくり計画と施設の整合を図るとともに、施設の将来的なあり方も含めて検討。
- ・施設の複合化、かつ相乗効果が期待できる施設の検討。
- ・施設利用者の安全を確保するために、今次津波の浸水区域外での配置を検討。
- ・「浸水なしの区域」への避難については、確実な避難手段を確保する。
- ・「浸水ありの区域」に配置する場合は、地盤の嵩上げや強固な建物構造等による安全性の向上を図るとともに、確実な避難手段を確保する。

～災害危険区域の設定と建築制限のイメージ～

① 予想浸水深が1m以上の箇所を含む区域(災害危険区域)

第1種 用途規制

住宅の建築禁止

第2種 構造規制

強固な建物で1階に居室がないもの

又は基礎の高さが道路から一定程度(1.5m)以上

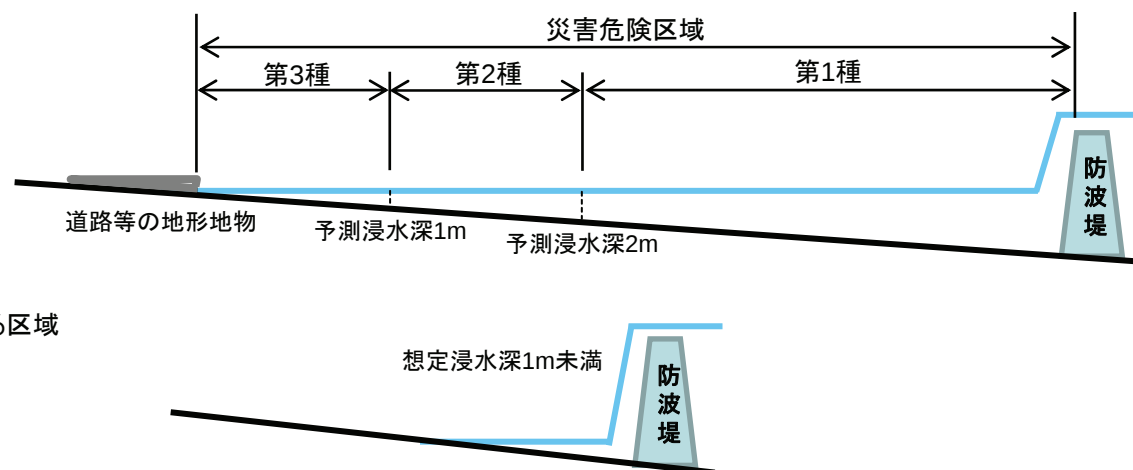
第3種 構造規制

基礎の高さが道路から一定程度以上(0.5m)以上

第1種又は第2種区域からの流失物に起因し、被災の恐れがある区域

② 予想浸水深が1m未満の区域(災害危険区域を設定しない)

従前地での再建 規制なし



出典:宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

・宮古市(5／11)

(2) 策定スケジュール

各事業とも、事業全体的な住民との合意形成は実施されており、今後具体的な事業に着手していく段階である。

□防災集落移転促進事業

・現在は移転先の用地取得、造成工事の段階であり、平成26年以降に随時、住宅地建設できるよう事業を進めている。

□土地区画整理事業

・現在は換地設計、造成工事の段階であり、平成28年以降に住宅地建設できるよう事業を進めている。

・通常3年かかる手続きを6ヶ月程度で実施。

□漁業集落防災機能強化事業

・現在は用地取得、造成工事の段階であり、平成25年の下半期より住宅を建設予定である。

主要事業 (対象予定地区)	H24									H25		H26	H27	H28	H29以降
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	上半期	下半期				
防災集団移転促進 事業 (田老、金浜、法の脇、 赤前、崎山等)	住民説明	意向の確認			国交大臣の同意										
		移転先の土質調査・測量					移転元の測量								
		移転先の用地交渉					移転先の用地取得								
		住民との合意形成、事業計画図書作成などの手続き								造成工事		住宅建設			
土地区画整理事業 (田老、鉾ヶ崎、赤前等)	住民説明	意向の確認								換地設計					
		現地での土質調査・測量								造成工事					
		住民との合意形成、事業計画図書作成、 公聴会など、事業の認可を受けるための手続き											住宅建設		
漁業集落防災機能 強化事業 (摂待、女遊戸、堀内、白 浜、追切・浦の沢、音部、 里千鶏、石浜等)	住民説明	意向の確認													
		現地での土質調査・測量					移転先の用地取得								
		移転先の用地交渉					造成工事								
		住民との合意形成、事業計画図書作成などの手続き									住宅建設				

図 復興まちづくり計画の主要事業スケジュール

出典：宮古市HP 平成24年7月時点での復興まちづくり計画の主要事業スケジュールより、復興まちづくり計画をもとに加筆

・宮古市(6／11)

3. 事業における工夫と課題

(1) 事業を進める上での工夫

1) 住民主体の検討会運営

- ・意向調査を複数回実施し、ある程度市民全体の意見を把握した上で、コミュニティや課題の状況を勘案して、住宅再建の事業の進め方として、前ページに記載した「検討会立ち上げ型」と「全体協議型」の2つの方法で協議を進め、住宅系事業を住民主体で実施。
- ・内覧会では、住民(検討会員)が住民(来訪者)に計画提案の内容を説明(住民と行政という対立の回避)

【検討会立ち上げ型】

被災戸数100戸以上で復興パターンが複数案想定される地区(10地区)

※会合の回数:平均7回

- ・全体会議2回(最初と最後を各1回)
- ・検討会4回
- ・内覧会1回

1. 田老地区、
2. 鍛ヶ崎地区、3. 愛宕・築地・光岸地区、
4. 中心市街地地区、5. 藤原地区、6. 磯鶏地区、
7. 高浜地区、8. 金浜地区、9. 津軽石地区、
10. 赤前地区(釜ヶ沢地区を含む)

【全体協議型】

被災戸数40戸未満で復興パターンが概ね1種類の地区(23地区)

11. 摂待地区、12. 小港地区、
13. 松月地区、14. 女遊戸地区、15. 中ノ浜地区、
16. 宿地区、17. 日出島地区、18. 大沢地区、
19. 堀内地区、20. 小堀内地区、21. 葉の木浜地区、
22. 白浜地区、23. 小鯖沢地区、24. 太田浜地区
25. 追切地区、26. 浦の沢地区、27. 鵜磯地区
28. 荒巻地区、29. 音部地区、30. 重茂里地区、
31. 千鶴地区、32. 石浜地区、33. 川代地区

2) テーマを絞って議論

- ・産業系の他の部局や事業者を入れてしまうと個別事業の話題が先行し、議論が発散する可能性があったため、検討会では土地利用などに関することなどテーマをある程度決めて議論。なお、県で定めた防潮堤の高さ10.4mという条件でシミュレーションを実施して浸水予測範囲を示し、それを基準に住民説明を行ったため、ほとんどの住民が納得。

3) 住民意見の尊重

- ・復旧・復興にあたっては、数を充足させるというスピードも重要であるが、住民の意見を聞き、意向を尊重することが重要である。このことにより、ムダや手戻りのない対応が可能となる。

4) リーダーシップのあり方

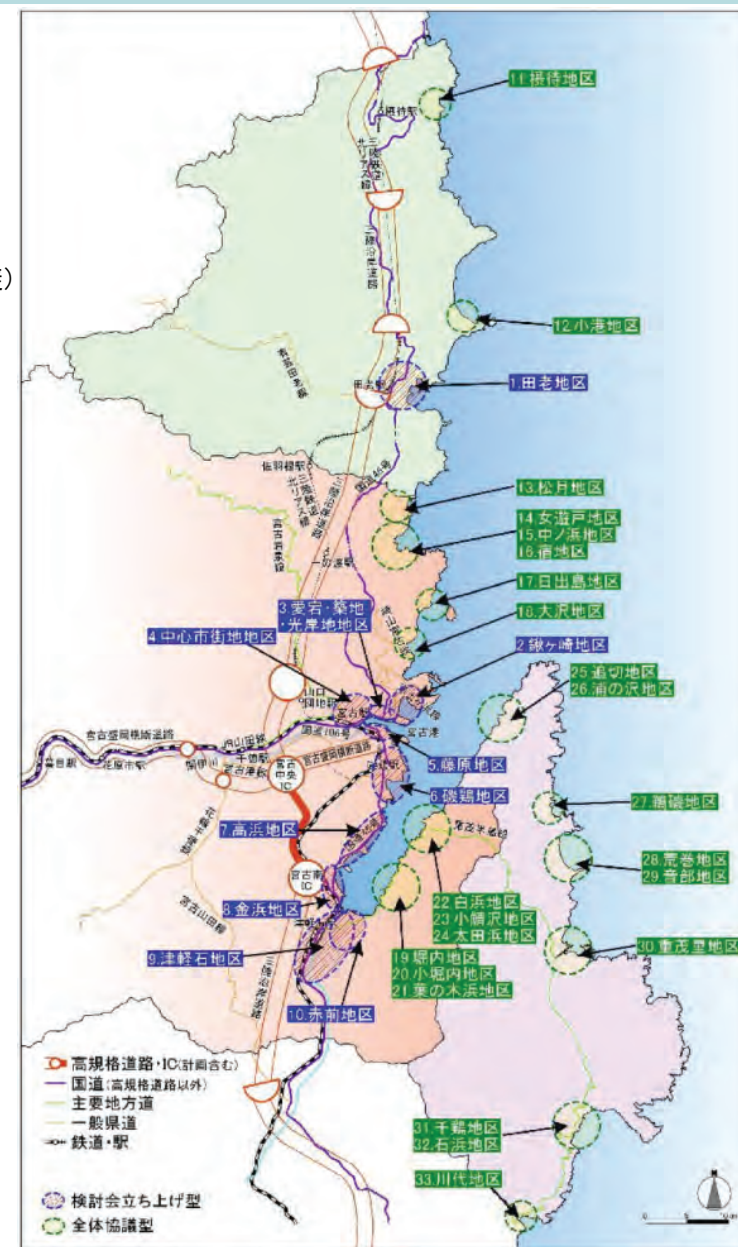
- ・事業化後のリーダーシップは、必要であるが、まちづくりの計画に関する検討会では住民が主役であるべき。トップダウンでは、住民が十分議論できず納得を得られなかったであろう。

5) 課題解決にあたっての相談者

- ・横の連結(隣接自治体に聞く)よりは、国交省の地区担当者やコンサルタントに相談することが多い。

6) 防災集団移転促進事業にあたって

- ・移転先の地権者が反対した場合は区域を外すなどで対応。



出典:宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

・宮古市(7/11)

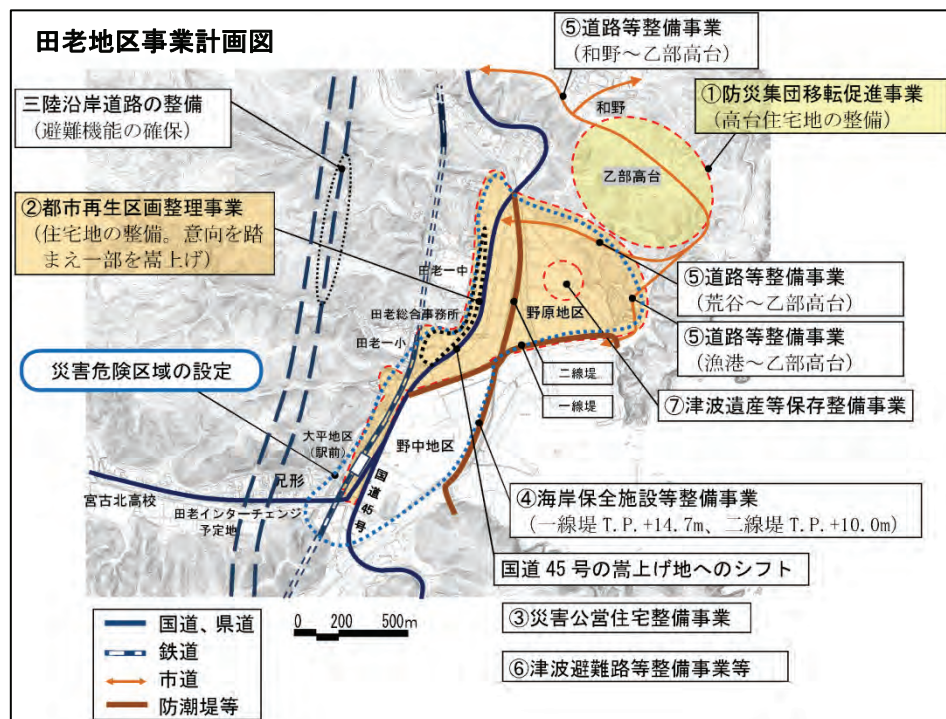
(2) 地区別の工夫

1) 事業の組み合わせ → 田老地区

- ・災害危険区域以外の部分も含めて高台移転したい
- ・防潮堤を整備しつつ高台移転もしたい

要望に対応できるような事業の枠組みがなく苦慮
 ※防潮堤を整備した場合は、浸水範囲が狭くなるため、
 災害危険区域にならない範囲が増え、防災集団移転
 対象にならない範囲が増える

防災集団移転促進事業(高台移転)
 都市再生区画整理事業(現地に残る)を組み合わせ。



2) 従前地での再建

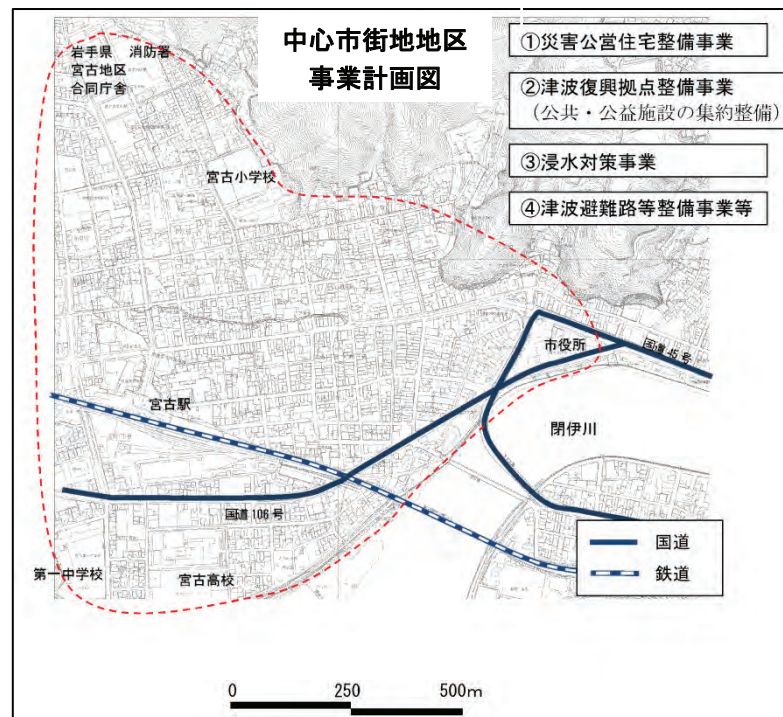
① 中心市街地地区

防潮堤を10.4mに整備

最大クラスの津波に対しても浸水しないと予想される

防災集団移転促進事業・区画整理事業を導入せず、
 従前地での再建が基本

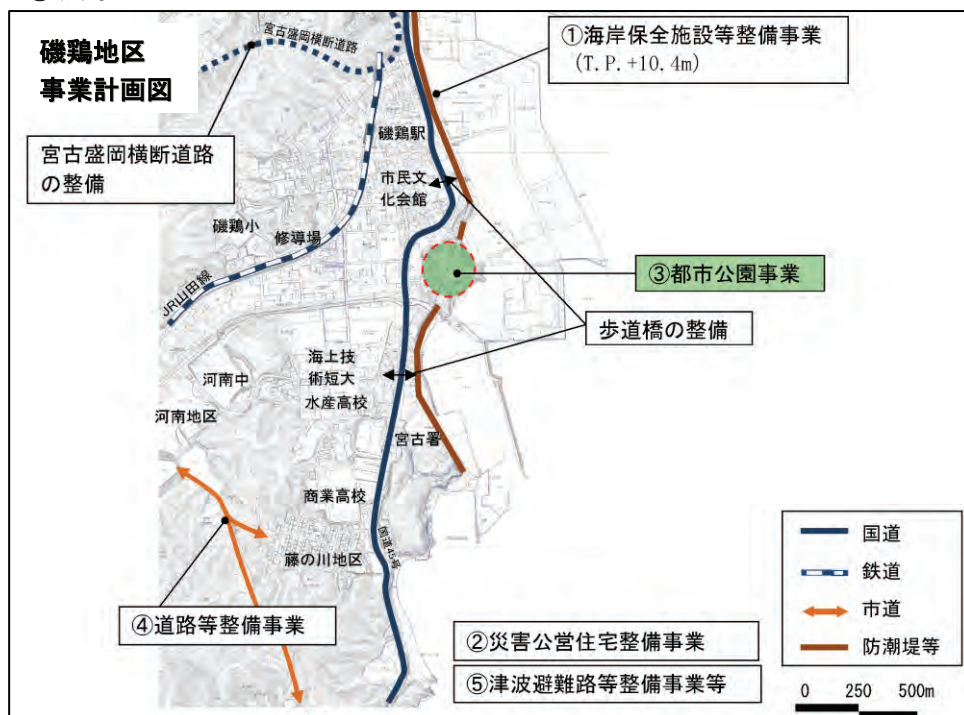
公園や避難路を整備する事業を導入することで
 住民が合意



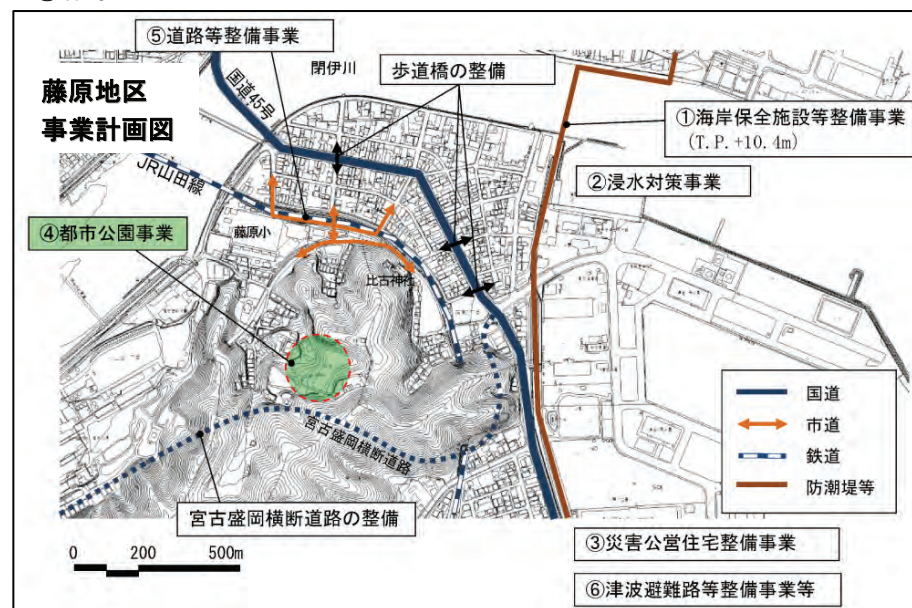
出典: 宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

・宮古市(8/11)

②磯鶏地区



③藤原地区



出典: 宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

(3) 事業を進める上での課題

- ① まちの発展方向との整合性確保
 - ・例えば、災害公営住宅などの建設にあたって、どこに建てるかは入居予定者の意向とまちの今後の姿との整合を図ることが重要。
- ② 行政側と市民側とのスケジュール感のミスマッチへの対応
 - ・住民との対話を重視したため、時間がかかった。事業の進捗に関し、用地交渉など手続き的な部分は何とか進めている状況で、やはり人材不足は否めない。
- ③ 事業者などとの調整
 - ・住民主体で進めてきたため、事業者などとの調整を今後どう進めていくが課題。
- ④ 事業の進捗管理
 - ・事業の進捗管理は、個々の事業ごとに対応していかざるを得ない。
 - ・計画段階が過ぎた後への対応(設計・施工段階まで注意深く見守ることが重要)
- ⑤ 魅力のある地区づくり
 - ・どのようにして定住人口、産業土地利用を増やすか。

・宮古市(9／11)

4. 今後の中長期的な展望

①復興計画の評価・検証

今後は第三者機関も含めた復興計画の評価・検証が必要



②コンパクトシティ化の必要性

住民意向調査によれば各地区の中心地に居住したい方々が增加している。一方、市としても将来は各地区の中心地居住を進める必要性を感じており、この整合性を保って計画立案を行っている。

③復旧だけではなくさらなる発展を目指す(下図参照)

災害復旧に要する時間、労力の分だけ、まちの発展や生活の向上といった市の活力向上が遅れる。単に元に戻す(復旧)ではなく、市のさらなる発展を念頭に復興を考える。

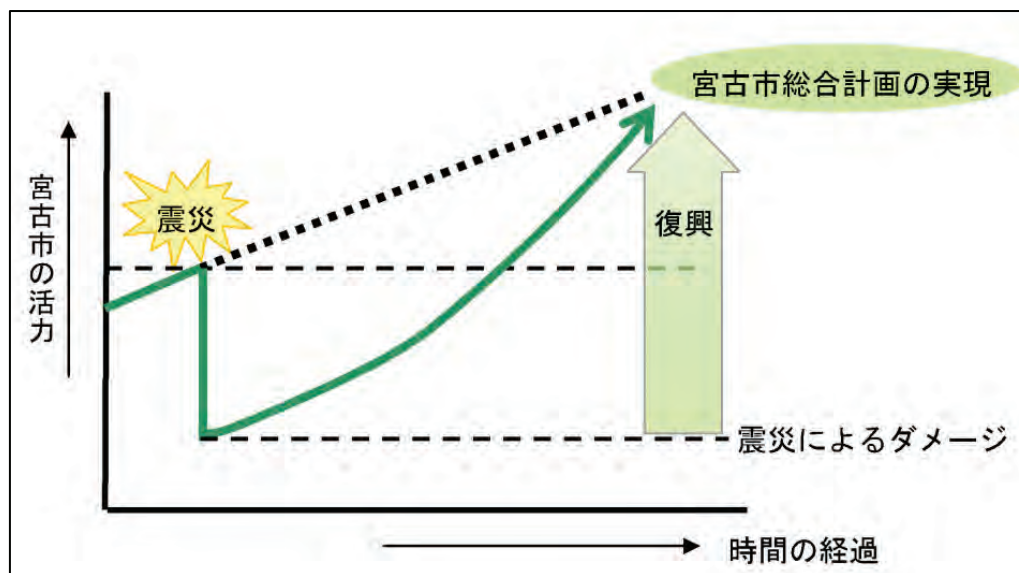


図 震災によるダメージと復興のイメージ

出典: 宮古市東日本大震災復興計画(基本計画: 平成23年10月31日策定)

・宮古市(10／11)

④新たなプロジェクトによる活力の創成

市民が目標(夢)を持って活動することが、復興にあたって重要である。この目標(夢)を持つ選択肢の一つが、再生可能の取組である。(下図参照)

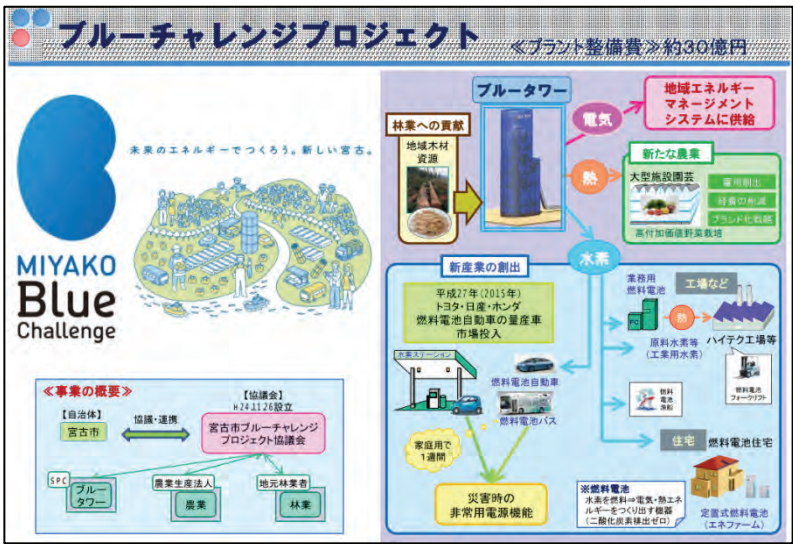
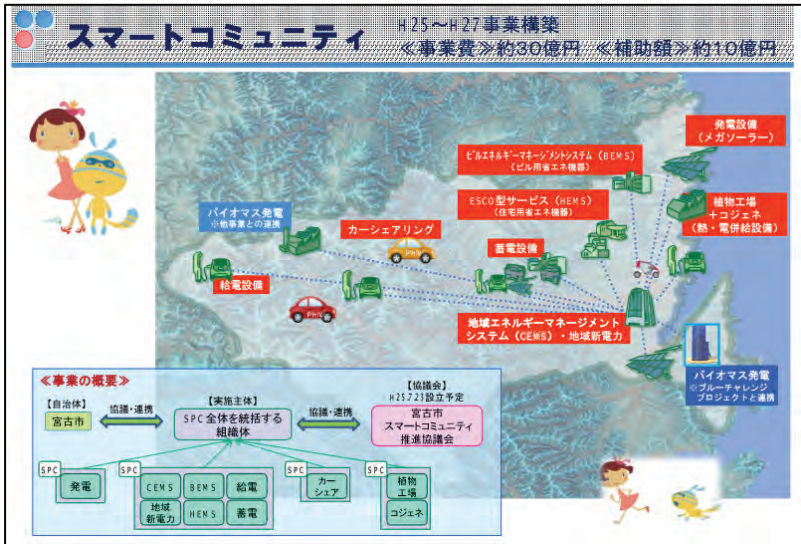
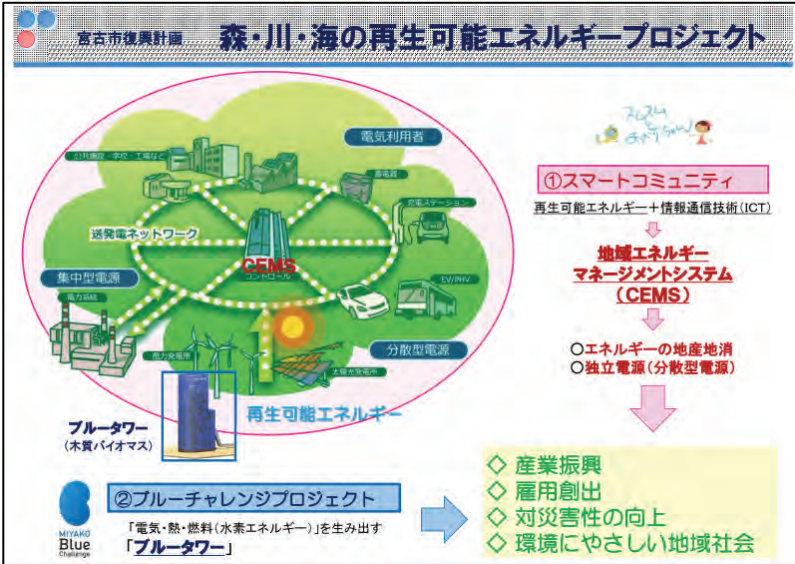


図 宮古市再生可能エネルギープロジェクト

出典：宮古市提供資料

・宮古市(11／11)

5. 全体的なまとめ

- ①復興推進計画と地区復興まちづくり計画を並行して作成している。
- ②個々の地区の地域特性に応じて、事業の組み合わせや従前地での再建など住宅再建事業を使い分けが、合意形成に至った一つの要因として考えられる。
- ③事業推進する上でも人材の確保は重要な課題である。
- ④住宅再建事業にあたっては、面的事業というテーマに絞ってある程度の条件を提示しながら話を進めることも重要である。
⇒ただし、今後は事業者との合意形成をどうしていくかが課題となる。
- ⑤全体的な事業の進捗管理も必要だが、必ずしもスピードに固執せず、時間がかかっても住民意向をしっかりと踏まえて進めていくことが重要である。
- ⑥復興計画の評価・検証とその結果の提示、さらには、その後の方向性を確認していくことが必要である。
- ⑦単に元に戻す(復旧)ではなく、市のさらなる発展(新たなものづくり)を念頭に復興を考えることが大事である。
- ⑧住民意向を最大限に尊重することを前提として、一方でコンパクトなまちづくりの議論も必要である。
- ⑨市民が目標(夢)を持って活動することが、復興にあたって重要である。

・石巻市(1 / 15)

1. 復興計画における事業の概要

(1) 復興計画の変遷

1) 復興計画の状況

- ・震災復興基本計画(H23.12策定)策定後、計画の修正は行っていない。
- ・復興基本計画には、主な取組の実施時期を「復旧期」(平成23～25年度)、「再生期」(平成26～29年度)、「発展期」(平成30～32年度)に区分し記載している。
- 一部取組においてスケジュールに差異が生じている。
- ・復興基本計画に位置づけた取組の中に、復興交付金以外の事業や認められない事業があり、事業規模を縮小しているものもある。

2) 復興計画の管理

- ・総合計画と復興基本計画を整合させて実施していくために、それらを含めた実施計画(計画期間3年間)を毎年度作成し、実施事業やスケジュールを公表している。
- ・個別事業レベルでも、必要に応じスケジュールを修正、公表していることから、現時点で復興基本計画を見直す予定はない。
- ・今後、総合計画の見直しに併せて、総合計画と復興基本計画を一体化することも考えられるが、計画管理は別々に実施することが望ましいと考えている。

□石巻市総合計画実施計画・石巻市震災復興基本計画実施計画

石巻市総合計画実施計画 (平成25年度～平成27年度)		石巻市震災復興基本計画実施計画 (平成25年度～平成27年度)	
平成24年12月 石巻市		117	
事業コード 001-101-002-00284 担当課 総務部防災対策課 事業名 災害用備蓄配属事業		事業コード 001-101-002-00285 担当課 福祉部福祉総務課 事業名 災害時要援護者避難支援事業	
事業概要 (全体計画)		事業概要 (全体計画)	
大震災の教訓を踏まえ、避難所等への食糧、飲料水、毛布等の災害用物資の配属を計画的に行う。 ・食糧50,000食、飲料水50,000本、災害用毛布50,000枚の配属。		大震災時における、災害時要援護者の安全確保や避難支援を円滑に行うため、要援護者の登録、関係機関における情報共有、地域における支援体制づくりを推進する。	
指標名 単位 目標 目標 目標		指標名 単位 目標 目標 目標	
活動指標 非常食の購入 食 12,500 12,500 12,500		活動指標 登録申請件数 区 419 419 419	
成果指標 非常食の配属率 % 80.0 75.0 100.0		成果指標 避難が困難と思われる地区の解消 % 50.0 75.0 100.0	
事業コード 001-101-003-00286 担当課 総務部防災対策課 事業名 避難ビル整備事業		事業コード 001-101-003-00286 担当課 総務部防災対策課 事業名 避難ビル整備事業	
事業概要 (全体計画)		事業概要 (全体計画)	
津波から市民の安全を確保するため、民間事業者等が整備・建設する津波避難場所に対し、「石巻市津波避難場所整備事業補助金」を交付し、津波避難場所の整備を促進する。		津波から市民の安全を確保するため、民間事業者等が整備・建設する津波避難場所に対し、「石巻市津波避難場所整備事業補助金」を交付し、津波避難場所の整備を促進する。	
指標名 単位 目標 目標 目標		指標名 単位 目標 目標 目標	
活動指標 避難ビル指定数 棟 5 5 10		活動指標 避難ビル指定数 棟 5 5 10	
成果指標 避難が困難と思われる地区の解消 % 50.0 75.0 100.0		成果指標 避難が困難と思われる地区の解消 % 50.0 75.0 100.0	

出典：石巻市総合計画実施計画・石巻市震災復興基本計画実施計画

・石巻市(2/15)

(2) 復興計画における事業の概要

1) 復興計画における施策の大綱

施策大綱1	新たな防災体制の構築	防災施設の整備	防災拠点・機能の整備 避難所の配置・運営の見直し 避難ビル等の設置・機能整備
		情報伝達手段の整備	防災行政無線等の強化 IT・携帯電話回線のバックアップ機能強化 安否確認等システムの整備
		防災対策の見直し	地域防災計画の見直し 防災教育の強化 地域コミュニティによる自主防災組織の機能強化 安全かつ円滑に避難できる避難路の設定 女川原子力発電所等の安全確保
		震災記録の継承	災害アーカイブの公開と記録展示施設の整備 慰霊碑の建立や震災施設の保存
	地域の方で みんなで守る	地域コミュニティの再生 支援	行政区機能の復旧 コミュニティ支援による絆の形成 集会所等コミュニティ施設の復旧 多文化共生社会の構築 協働のまちづくりの推進
減災まちづくりの推進	都市基盤の復旧・復興	市街地の整備 沿岸部集落の整備 道路・橋りょうの整備 雨水排水施設の整備 下水道施設の整備 公園緑地の整備 急傾斜地の整備 上水道施設の整備	市街地の整備 沿岸部集落の整備 道路・橋りょうの整備 雨水排水施設の整備 下水道施設の整備 公園緑地の整備 急傾斜地の整備 上水道施設の整備
		津波減災施設の復旧・復興	海岸保全施設の整備 河川施設の整備 高盛土道路の整備 防潮林の整備
		新エネルギー等の活用	新エネルギー等の活用による環境に配慮した災害に強いまちづくりの推進
		被災者への生活支援	生活に必要な資金の支援 災害ボランティア活動の円滑な運営支援 消費生活相談等業務の実施 応急仮設サポートセンター等の整備と支援の実施 交通弱者対策 支援で生まれた「絆」の継続と地域活性化
施策大綱2	迅速な生活・健康支援と福祉・医療の確保	被災者の健康支援	心のケア事業の実施 予防接種や健康診断の受診しやすい体制整備 疾病予防及び健康支援事業の実施 生活習慣病の重症化予防事業の実施 生活不活発病・エコノミー症候群予防事業の実施 栄養・食生活支援事業の実施 口腔のケア対策 保健推進員による保健活動の推進 健康関連施設の復旧・復興
		地域福祉の復旧・復興	民生委員・児童委員活動の早期再開 適切なニーズ把握に基づく各種計画の策定・見直し 各種福祉サービスの復旧とサービス事業者への支援 災害時における要援護者への対応策の強化
		地域医療の復旧・復興	復旧期における診療体制の整備 再生・発展期に向けた地域医療の復興

施策大綱2	住まいの再建	恒久住宅の復旧・復興	住生活基本計画及び長寿命化計画の見直し 市営住宅の復旧整備 災害公営住宅の整備 民間住宅の復興の推進
	職の再建	雇用の維持と創出	雇用維持のための支援 雇用の創出
	各種公共施設の復旧と復興	行政庁舎の復旧整備 消防施設等の復旧・再編	本庁舎の復旧整備 総合支所庁舎等の復旧整備 消防署所施設・車両の復旧・再編整備 消防団施設・車両等の復旧・再編整備
	生活環境の整備	災害廃棄物の処理 震災に係る犠牲者の哀悼施設の整備 公共交通の復旧	災害廃棄物の適切な処理 災害廃棄物の有効活用 震災に係る納骨堂、遺留品保管施設及び新墓地整備 JR仙石線・JR石巻線・JR気仙沼線の早期全線復旧 バス路線の再構築 離島航路の整備
施策大綱3	海とともに生きる	港湾の復旧・復興	石巻港の復旧整備 石巻港の活用とポートセールス 地方港湾の復旧整備
		漁港及び魚市場の復旧・復興	漁港の復旧・復興、機能の集約化 石巻市水産物地方卸売市場の整備 放射能問題への対応
		被災水産業への再建支援	沿岸漁業の復旧・復興支援 水産加工業の復旧・復興支援
		商業の再建復興	商業の再建に向けた支援 地域商店街等の復旧・復興（雄勝、牡鹿地区）
自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる（産業経済、まちなか再生）	工業の再生復興	石巻港の復旧整備〔再掲〕 工場等の応急修理、再建の支援 経営の安定化、販路拡大等に向けた支援	石巻港の復旧整備〔再掲〕 工場等の応急修理、再建の支援 経営の安定化、販路拡大等に向けた支援
	川とともに生きる	中心市街地商店街の復旧・復興	中心市街地商店街の復旧・復興
	大地とともに生きる	被災農林業への再建支援	農業の復旧・復興支援 畜産業の復旧・復興支援 林業・木材産業の復旧・復興支援 放射能問題への対応
	地域資源を活かす	観光業・施設の再生復興 伝統産業の再生復興	観光施設の復旧・復興 復興促進イベントの開催 新規観光戦略施設の整備 伝統産業の再生復興
施策大綱4	未来の人を育てる	学校教育・社会教育施設等の復旧・復興	学校教育施設等の復旧・復興 社会教育施設・社会体育施設の復旧・復興 文化財等の復旧・復興 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進 高等教育の充実による人材の育成
		子育て環境の復興	保育所の復旧 子育て支援センターの復旧・復興 放課後児童クラブの復旧・充実
		子どものケアの実施	震災孤児・遺児への支援の充実、民間活動との連携強化 被災児童・生徒等への支援、心のケア
		企業誘致と新産業の創出	企業誘致の促進 震災復興特区を活用した企業誘致及び新産業の育成 6次産業化による産業の再生
		新エネルギー等関連産業の集積	新エネルギー等関連産業の集積

出典：石巻市震災復興基本計画H23.12

・石巻市(3 / 15)

2) 市街地エリアの整備方針

①西部市街地エリアの復興整備方針

□復興の目標

- ・市街地の安全の確保を第一に、多重防御による災害に強いまちづくりを目指す。
- ・石巻港における工業機能の早期復旧と中心市街地部の商業・観光機能の再興を進め、良好な住環境を備えた、本市の復興のシンボルとなる新たなまちづくりを目指す。

みんなで築く災害に強いまちづくり	・防潮堤や河川堤防、高盛土道路の多重整備による安全性確保 ・避難路確保や避難ビルの適正な設置推進 ・土地区画整理事業による釜・大街道地区の住工用途の適正配置 ・中央地区では市街地再開発事業を導入 ・蛇田地区では新たな市街地を整備 ・集会施設等を設けるなど良好な住環境を備えた新市街地を形成 ・新内海橋の要望、新橋りょうの整備 ・南浜町地区では鎮魂の森公園の整備推進 ・適正かつ効率的な雨水排水対策
市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す	・早急な災害公営住宅の整備 ・中心市街地の居住機能充実 ・高齢者福祉施設の再整備や医療サービスの向上 ・被災した公共施設等の整備推進 ・鉄道復旧の要請とバス交通路線の構築
自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる	・港湾機能の早期復旧と安全性強化 ・石巻港臨港地区の企業への再建支援 ・中心市街地商店街で震災復興特区活用及び再生・活性化の推進 ・農業の復旧・復興 ・中瀬や南浜地区の公園を震災復興シンボル、観光拠点として整備
未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる	・教育施設等や子育て環境の復旧整備 ・被災した文化財の復元・復旧 ・非可住地エリアを産業ゾーンとして整備し、新たな産業用地を確保 ・震災復興特区を活用し企業誘致、新産業育成、新工場・等産業集積

□西部市街地エリアの将来構想



図表出典：石巻市震災復興基本計画H23. 12

・石巻市(4 / 15)

②東部市街地エリアの復興整備方針

□復興の目標

- ・市街地の安全の確保を第一に、多重防御による防災に強いまちづくりを目指す。
- ・石巻漁港における漁業機能の早期復旧と水産加工団地の再興を進め、良好な住環境を備えた、本市の復興のシンボルとなる新たなまちづくりを目指す。

みんなで築く災害に強いまちづくり	・防潮堤や河川堤防、高盛大道路の多重整備による安全性確保 ・避難路確保や避難ビルの適正な設置推進 ・土地区画整理事業による湊地区の住工用途の適正配置 ・渡波地区では防潮堤及び防潮林等の緑地帯の整備 ・集会施設等を設けるなど良好な住環境を備えた新市街地を形成 ・荻浜地区では防潮堤の整備と住宅地の高台移転 ・稲井地区では防災拠点となる総合運動公園を整備 ・渡波地区では新たな市街地を整備 ・新たな橋梁整備推進、湊から流留地区の道路改良 ・適正かつ効率的な雨水排水対策
市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す	・早急な災害公営住宅の整備 ・高齢者福祉施設の再整備や医療サービスの向上 ・被災した公共施設等の整備推進 ・新たな墓地の整備 ・鉄道復旧の要請とバス交通路線の構築 ・田代島及び網地島の移動手段確保のための航路充実と発着施設整備
自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる	・石巻漁港の復旧・復興と機能の集約化 ・石巻水産物地方卸売市場の早期復旧と安全性強化 ・震災復興特区を活用した水産加工業等関連企業への再建支援 ・各漁港機能の早期復旧推進と漁業の再建支援 ・農業の復旧・復興 ・観光マリーナの整理
未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる	・教育施設等や子育て環境の復旧整備 ・被災した文化財の復元・復旧 ・非可住地エリアを産業ゾーンとして整備 ・震災復興特区を活用し企業誘致、新産業育成

□東部市街地エリアの将来構想



図表出典：石巻市震災復興基本計画H23.12

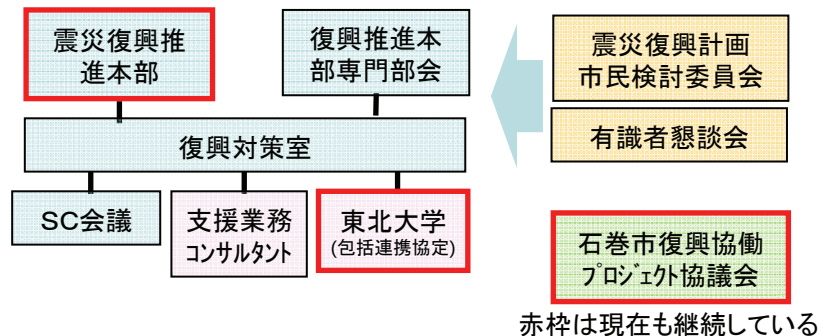
・石巻市(5 / 15)

(3) 組織体制

1) 全体組織

- ・復興基本計画策定時に設置した会議体は現在も継続している。
- ・市民が参画している市民検討委員会については、2、3年に1回、公募を含め委員を更新しながら、復興が終わるまで継続し、意見把握と情報提供を行う予定。

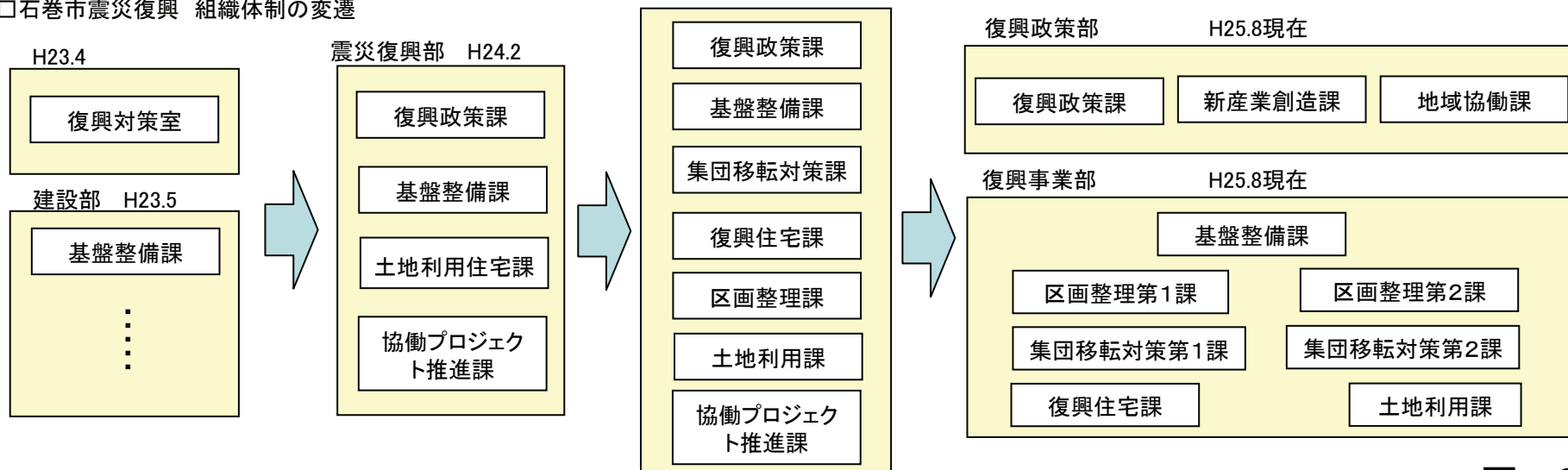
□復興計画策定体制



2) 庁内体制の変遷

- ・事業の進捗にあわせ、庁内体制の強化を実施している。
- 被災直後
 - ・復興計画作成と主要な都市基盤整備を検討する組織体制(1室・1課)
 - ・復興計画策定を担う「復興対策室」と都市基盤整備を検討する「基盤整備課」を設置
- 復興基本計画策定後(H24.2)
 - ・事業の推進を図る組織体制(1部・4課)
 - ・「震災復興部」を新設し、「復興政策課」「基盤整備課」「土地利用住宅課」「協働プロジェクト推進課」を設置
- 事業進捗中
 - ・膨大な事業を実施する組織体制(1部・7課)
 - ・「基盤整備課」を事業種別毎に分割(「集団移転対策課」「復興住宅課」「区画整理課」)
 - ・「土地利用住宅課」の名称を「土地利用課」に変更
 - ・事業グループ(事業推進担当)と総務グループ(権利関係担当)にわかれるとともに、地区担当を決めて推進
 - ・復興政策部、復興事業部に分割し、さらに体制を強化(H25.8)

□石巻市震災復興 組織体制の変遷



・石巻市(6／15)

2. 住宅再建事業の概要と進め方

(1) 事業の内容

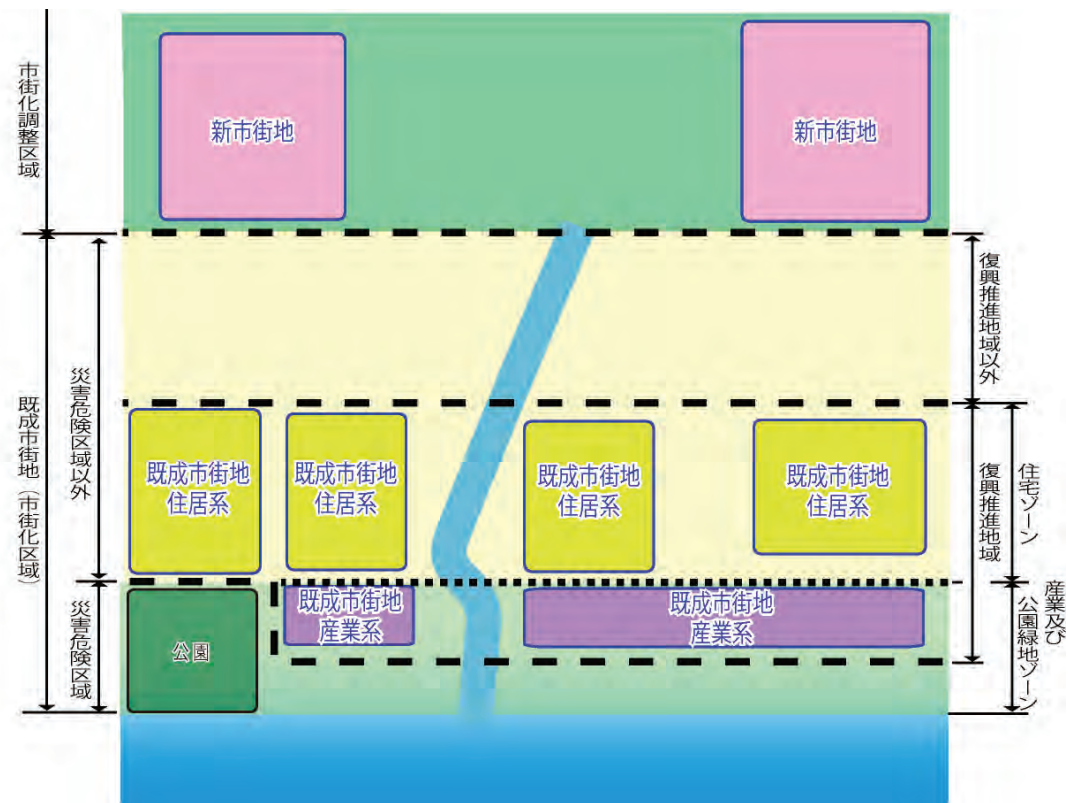
・石巻市中心市街地では、複数の住宅再建事業が関係し合い階層を形成していることから、基盤となる住宅再建事業から順番に記載していく。

1) 土地区画整理事業

- ・15地区を計画しており、11地区が都市計画決定済みで4地区が事業認可済み。
- ・防災集団移転促進事業の移転地を創出する「新市街地型」と被災した市街地を再生する「既成市街地型」を実施。
- ・「既成市街地型」は住宅地を再生するタイプと移転促進区域を産業系に再生するタイプに分けられる。

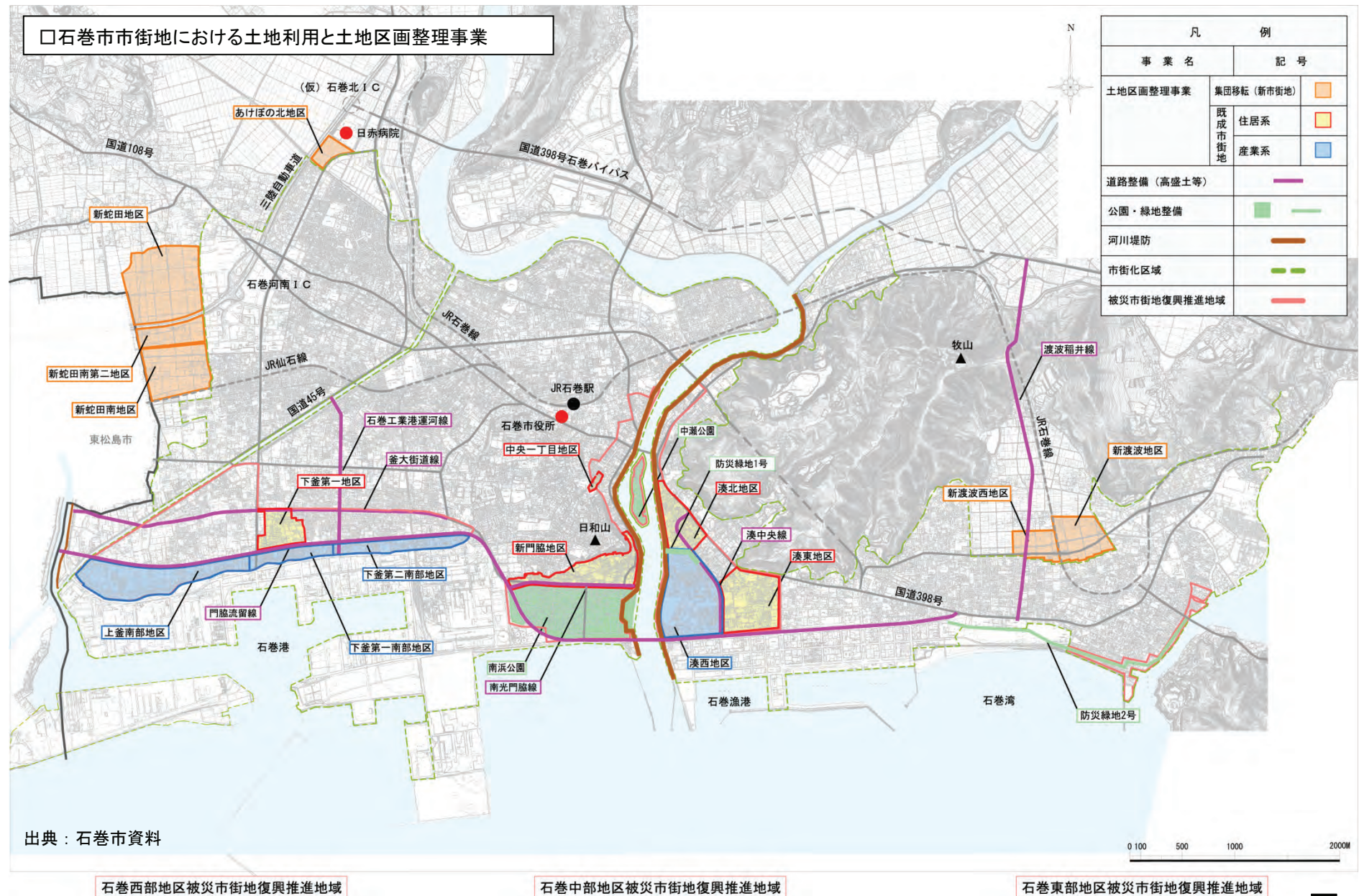
□土地区画整理事業計画地区(タイプ別)

タイプ		地区名
新市街地		あけぼの北地区
		新蛇田地区
		新蛇田南地区
		新蛇田南第二地区
		新渡波地区
		新渡波西地区
既成市街地	住居系	下釜第一地区
		新門脇地区
		湊北地区
		湊東地区
		中央一丁目地区
	産業系	上釜南部地区
		下釜第一南部地区
		下釜第二南部地区
		湊西地区



□階層1:土地区画整理事業のタイプ別イメージ図

・石巻市(7 / 15)

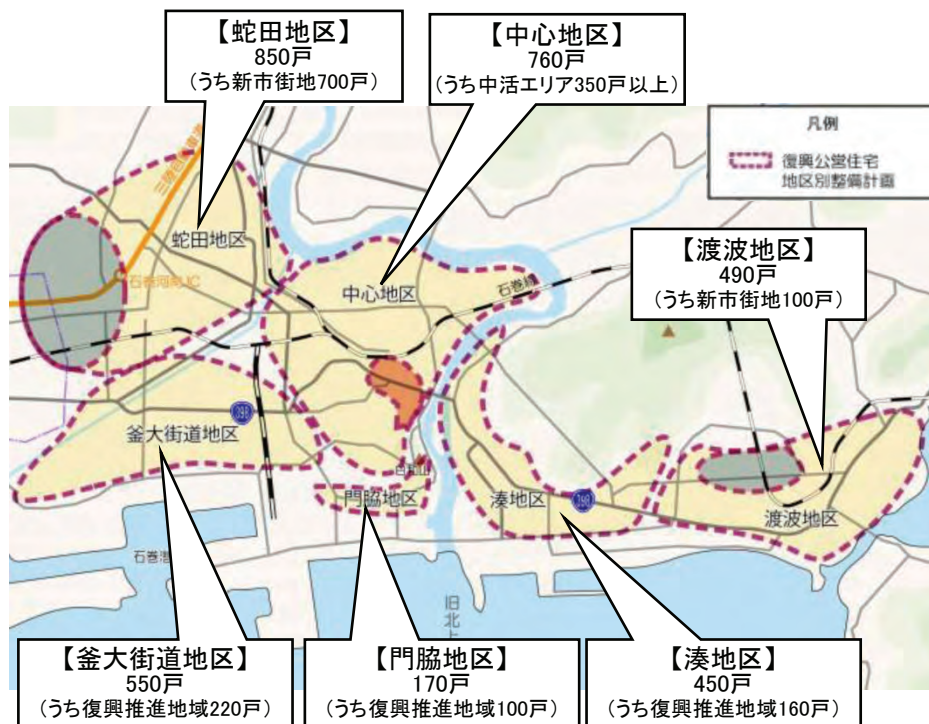


・石巻市(8 / 15)

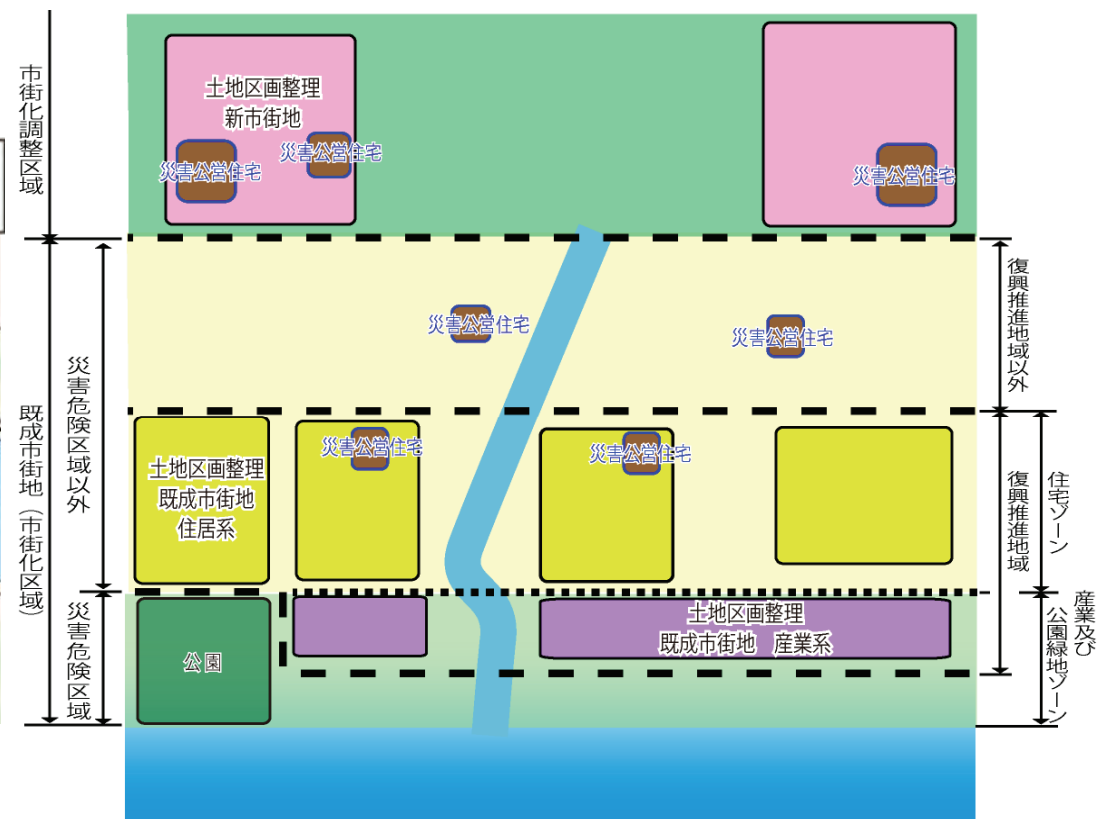
2) 災害公営住宅整備事業

- ・石巻市では災害公営住宅を復興公営住宅という名称としている。
- ・市街地で約3,300戸程度を供給する計画であり、用地を分散して確保するとともに、借上げや買取り型の公営住宅も供給する。
- ・集合住宅タイプを基本としているが、市街地東部エリアでは戸建て住宅についても検討する予定。

□災害公営住宅地区別整備計画戸数



出典：復興事業等スケジュール H25.5 石巻市



□階層2: 災害公営住宅整備事業のイメージ

・石巻市(9 / 15)

3) 防災集団移転促進事業

- ・市街地を1つの事業区域として実施。
- ・移転促進区域内戸数は3,524戸で2,841戸が集団移転の予定。
- ・まとまった移転先は5箇所(109.2ha)を予定し、土地区画整理事業(新市街地)で住宅団地を創出。
- ・その他、既成市街地内への小規模移転についても検討中。
- ・移転希望者が移転先を選択できるが、地区毎の宅地供給量に限りがあるので、必ずしも希望どおりの移転先になるとは限らない。

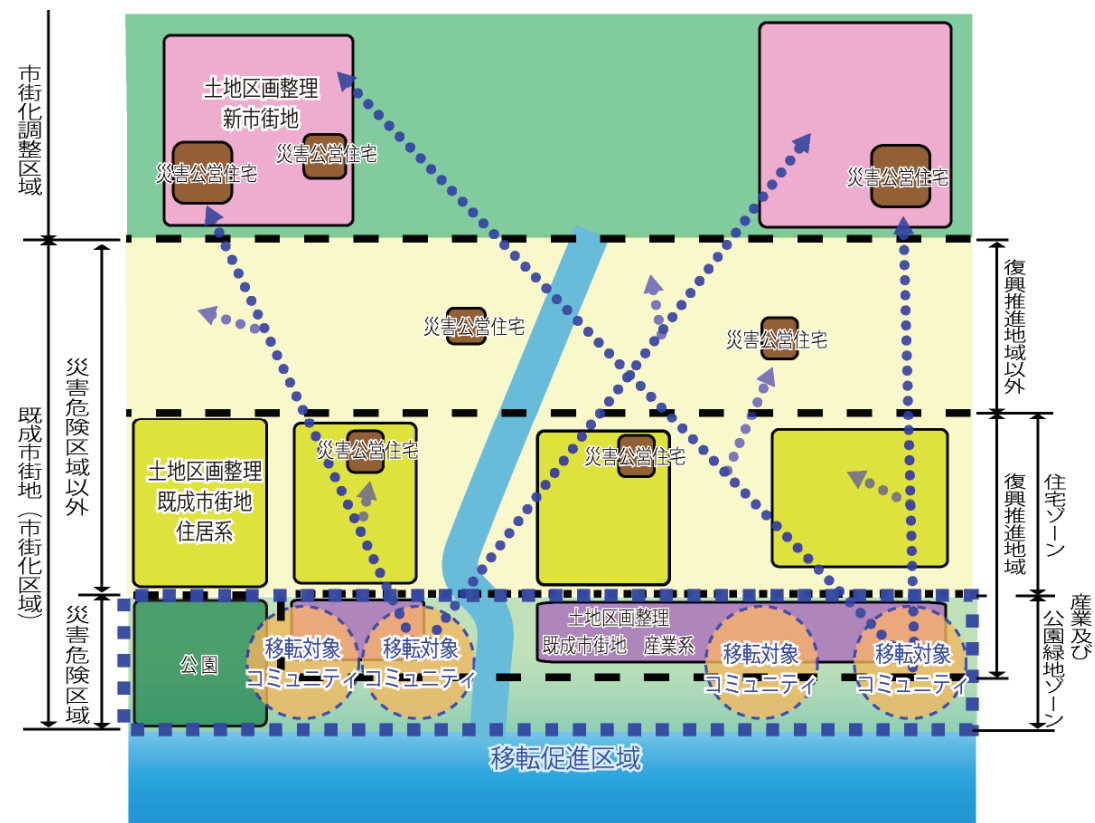
□移転促進区域区内 対象世帯

移転元	対象戸数	集団移転
釜・大街道地区	928	754
南浜地区	1,397	1,150
中瀬地区	16	14
湊地区	553	431
魚町地区	25	18
渡波地区	181	149
旧北上川左岸地区	262	187
旧北上川右岸地区	162	138
	3,524	2,841

□主要な移転先の概要

名 称	整備面積	戸建住宅	公営住宅
新蛇田団地	46.5ha	1,110	350
新渡波団地	17.8ha	236	75
新渡波西団地	11.2ha	190	0
あけぼの北団地	5.6ha	40	150
新蛇田南団地	28.1ha	490	200
	109.2ha	2,066	775

出典：石巻市資料

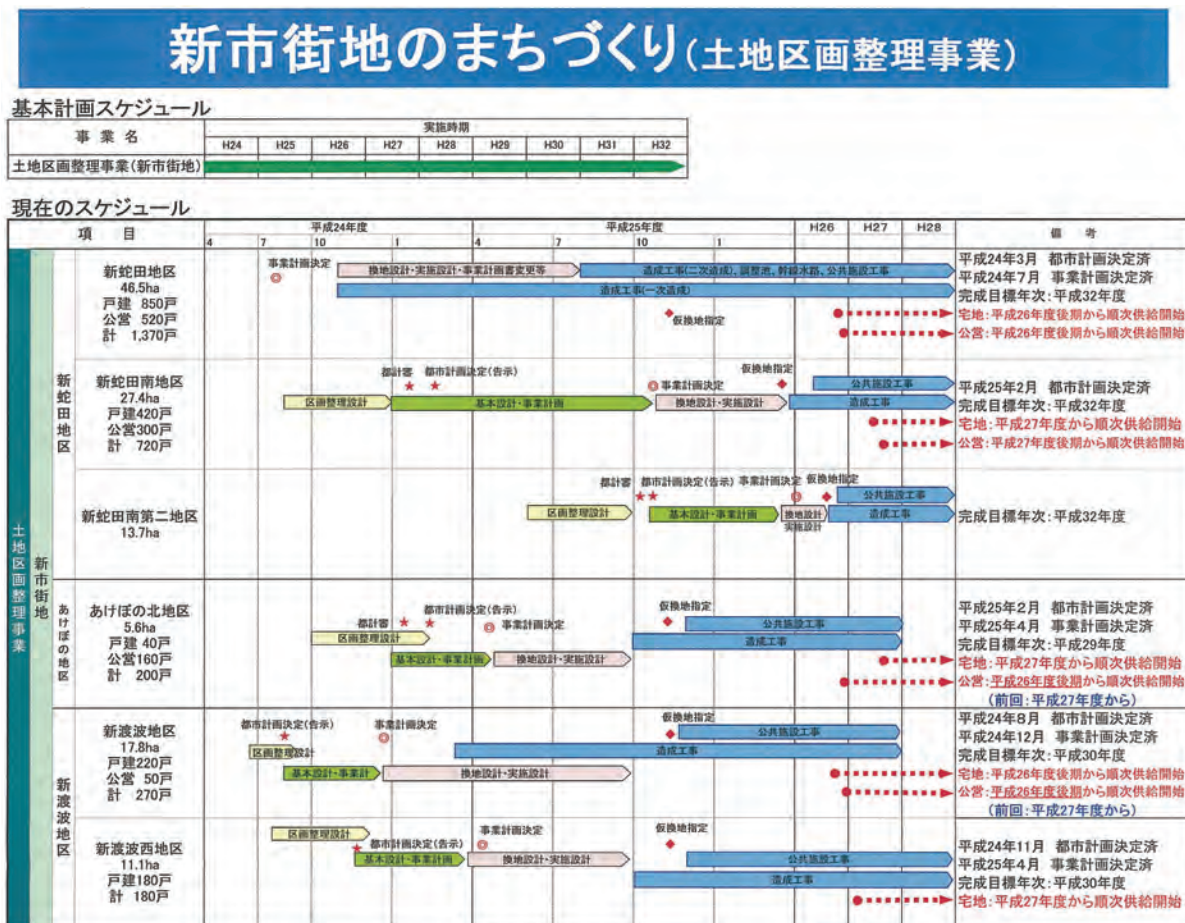


□階層3:防災集団移転促進事業のイメージ

・石巻市(10/15)

(2) 策定スケジュール

- ・地権者の同意等準備が整ったところから順次事業化を実施。
- ・新市街地型(新蛇田地区)の土地区画整理事業では、地権者の積極的な協力により、主旨説明から2ヶ月程度で仮同意を得ることができ、工事に着手することができた。
- ・防災集団移転促進事業による集団移転先の確保を図るため、「新市街地型」の土地区画整理事業の進捗が早い。
- ・なお、集団移転を希望しない個別再建を支援するため、平成24年12月に災害危険区域を指定し、がけ地近接等危険住宅移転事業が始まった。このため、がけ地近接等危険住宅移転事業の制度を利用する希望者が多くなった場合に、新市街地の整備フレームと移転希望者数の不整合の発生が懸念される。
- ・防災集団移転促進事業は、平成25年3月に大臣同意を得ている。



出典：復興事業等スケジュール H25.9 石巻市

既成市街地のまちづくり(土地区画整理事業)

基本計画スケジュール

事業名	実施時期							
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
土地区画整理事業(既成市街地)								

現在のスケジュール

項目	平成24年度				平成25年度				備考
	4	7	10	1	4	7	10	1	
釜大街道地区			都計審 区画整理設計	都市計画決定(告示)	事業計画	事業計画決定 換地設計・実施設計	仮換地指定	整理・公共施設工事	平成25年3月 都市計画決定済 完成目標年次:平成29年度 宅地:平成26年度から順次使用収益開始 公営:平成28年度から順次供給開始 ★1(前回:平成27年度から)
					都計審 区画整理設計	都市計画決定(告示)	事業計画決定 換地設計・実施設計	整理・公共施設工事	完成目標年次:平成32年度 ※早期整備検討中
					都計審 区画整理設計	都市計画決定(告示)	事業計画決定 換地設計・実施設計	整理・公共施設工事	まちづくり協議会設立済 完成目標年次:平成32年度 ※早期整備検討中
					都計審 区画整理設計	都市計画決定(告示)	事業計画決定 換地設計・実施設計	整理・公共施設工事	完成目標年次:平成32年度 ※早期整備検討中
門脇地区			都計審 区画整理設計	都市計画決定(告示)	事業計画	事業計画決定 換地設計・実施設計	仮換地指定	整理・公共施設工事	平成25年2月 都市計画決定済 完成目標年次:平成30年度 宅地:平成26年度から順次使用収益開始 公営:平成28年度から順次供給開始 ★1(前回:平成27年度から)
					都計審 区画整理設計	都市計画決定(告示)	事業計画決定 換地設計・実施設計	整理・公共施設工事	平成25年3月 都市計画決定済 完成目標年次:平成30年度 宅地:平成26年度から順次使用収益開始 公営:平成27年度後期から順次供給開始
湊地区			都計審 区画整理設計	都市計画決定(告示)	事業計画	事業計画決定 換地設計・実施設計	仮換地指定	整理・公共施設工事	平成25年2月 都市計画決定済 完成目標年次:平成31年度 宅地:平成26年度から順次使用収益開始 公営:平成27年度後期から順次供給開始
					都計審 区画整理設計	都市計画決定(告示)	事業計画決定 換地設計・実施設計	整理・公共施設工事	平成25年6月 都市計画決定済 完成目標年次:平成32年度 ※早期整備検討中
					都計審 区画整理設計	都市計画決定(告示)	事業計画決定 換地設計・実施設計	整理・公共施設工事	平成25年8月 都市計画決定済 完成目標年次:平成29年度 宅地:平成26年度から順次使用収益開始 公営:平成27年度末から順次供給開始

※の施行区域、地区面積は調整中 ★1の公営住宅供給の遅れは、区画整理事業との調整に伴うもの

出典：復興事業等スケジュール H25.9 石巻市

復興公営住宅事業

基本計画スケジュール

事業名	実施時期								
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
災害公営住宅									

※ 土地区画整理地内を除く。

現在のスケジュール

項 目		平成24年度				平成25年度				H26	H27	H28	備 考		
		4	7	10	1	4	7	10	1						
復興公営住宅	蛇田地区	区画整理					基本設計・実施設計(建築) 建築確認申請・工事発注準備							平成26年度から順次供給開始	
											建設工事			平成26年度から順次供給開始	
												測量・地質調査・建築設計 建築確認申請・工事発注準備			平成27年度から順次供給開始
												土木・建設工事			平成27年度から順次供給開始
											測量・地質調査・建築設計 建築確認申請・工事発注準備			平成26年度から順次供給開始	
											土木・建設工事			平成26年度から順次供給開始	
	その他										測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成27年度から順次供給開始 ★1(前回:平成26年度から)	
釜大街道地区	区画整理						測量・地質調査 建築確認申請・工事発注準備							平成28年度から順次供給開始 ★2(前回:平成27年度から)	
											土木・建設工事			平成28年度から順次供給開始 ★2(前回:平成27年度から)	
	その他										測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始	
												測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始
中心地区門地地区	区画整理						測量・地質調査・建築設計・土木建築工事							平成26年度から順次供給開始 (借上型については平成25年度供給開始予定)	
											測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始 (借上型については平成25年度供給開始予定)	
	その他										測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始 (借上型については平成25年度供給開始予定)	
												測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始 (借上型については平成25年度供給開始予定)
湊地区	区画整理						測量・地質調査・開発許可・建築設計							平成28年度から順次供給開始 ★2(前回:平成27年度から)	
											土木・建設工事			平成28年度から順次供給開始 ★2(前回:平成27年度から)	
											測量・地質調査・建築設計			平成27年度から順次供給開始	
												土木・建設工事			平成27年度から順次供給開始
	その他										測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始 (借上型については平成25年度供給開始予定)	
渡波地区	区画整理						測量・地質調査・建築設計							平成27年度から順次供給開始	
											土木・建設工事			平成27年度から順次供給開始	
	その他										測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始 (借上型については平成25年度供給開始予定)	
												測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始 (借上型については平成25年度供給開始予定)
小計 3,200戸														平成26年度から順次供給開始	
河南地区 50戸											測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始	
本庁半島地区 60戸											測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始	
河北地区 270戸											測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始	
北上地区 80戸											測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始	
雄勝地区 130戸											測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始	
杜鹿地区 210戸											測量・地質調査・建築設計・土木建築工事			平成26年度から順次供給開始	
合計 4,000戸														平成26年度から順次供給開始	

★1の遅れは、買い取り住宅のため民間事業者のスケジュールの遅れによる ★2の公営住宅供給の遅れは、区画整理事業との調整に伴うもの

出典：復興事業等スケジュール H25.9 石巻市

・石巻市(13/15)

3. 事業における課題と工夫

1) 住まいに対する意向の変化への対応

- ・復興公営住宅の必要戸数や防災集団移転促進事業の移転戸数については、被災者の意向に基づき設定するが、時間の経過とともに意向が変化するため、計画のフレームが変化する。
 - ・防災集団移転促進事業の移転先を土地区画整理事業で確保したり、土地区画整理事業内に復興公営住宅を整備するなど各事業が密接に関連しており、意向の変化により各事業が影響を受ける。
- ⇒意向を把握した上で、意向の一定の変化は覚悟しつつ、事業を進めながら調整を図る。

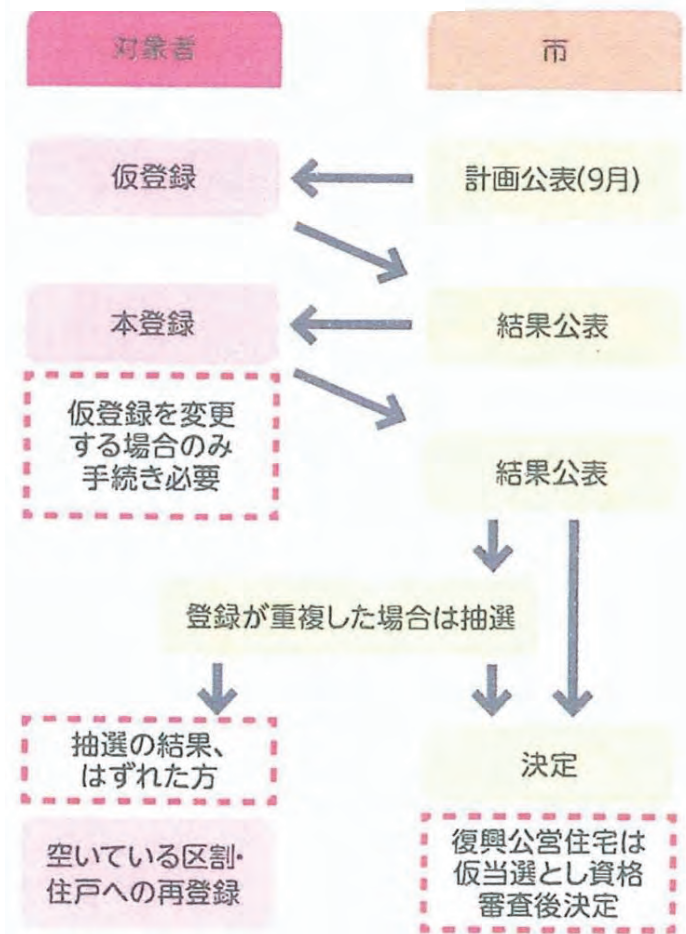
2) 希望地の偏りへの対応

- ・意向調査結果では、移転希望先が西部市街地に集中する傾向があるが、用地確保や均衡ある人口配置の面から全て希望に添った宅地や復興公営住宅の供給が困難である。
- ⇒事前登録制度を用いて移転先を決定。
- 移転先及び条件(タイプ・戸数・入居時期等)を公表した上で、移転希望者が希望地を登録し、その結果を公表する。
- その後、再度、移転希望者が希望地を再登録し、集中した地区については抽選を行い移転先を決定する。
- 【配慮事項】
- ・市営住宅条例等の規定による配慮(母子・父子世帯、生活保護世帯 等)
 - ・住まいの実情、地域の状況による配慮(地元コミュニティ、子育て 等)
 - ・知人等による新しいコミュニティへの配慮(仮設住宅でのコミュニティを想定)
 - ・復興公営住宅では、東部地区において戸建てタイプ等、西部地区と異なるタイプの復興公営住宅の整備を検討
- ※なお、半島部で防災集団移転促進事業が行われている46地区では、住民一人ひとりの意向を踏まえながら移転先の選定を行う形で事業が進められている。

3) 意向把握の対応

- ・同一地区の住民が異なる場所に避難していることから、会合を開く際に連絡が取りにくい。
 - また、会場までの交通手段の確保も課題である。
- ⇒遠隔地に避難されている方々の意向把握や情報提供は郵送での対応のほか、ある程度まとまった人数が遠隔地に避難されている地域では、避難先自治体の協力を得て、生活支援や復興事業に関する説明会を開催。
- ⇒住民の自主的な会合を開く場合に、避難先の住所が個人情報として提供できないため、市が避難者への連絡を行い、会合に参加された方々の住所録を作成することで対応している。
- ・事業毎に各地区で説明会や相談会を実施しているが、住まいの再建については個人情報を取り扱う必要がある。
- ⇒個別の聞き取り調査で対応している。

口事前登録制度のイメージ



出典：市報いしのまきH25. 5. 15

4. 今後の中期的な課題や展望

(1) これまでの取組の評価

- ①震災当初は、各事業の詳細な事項が決まっていない状況にあり、住民への説明が難しい状況にあったため、関係者が連携しながら対応を図った。
- ②行政内の横のつながりや国県市の事業の相互調整、また行政の人材不足を補うなどの役割をコンサルタントが担っている。
- ③特に半島部では、震災当初から学識が現地に入り、住民の意見の引き出しや地域への思いの引き留めを行い、コンサルタントがそれらの提案や意見を踏まえて事業レベルの計画を策定する、行政－学識者－コンサルタントの連携によってここまで事業を進めることができたことが良かった。
- ④学識者が今でも住民説明会等に出席するほか、学生が住民にまちづくりの希望などを継続的に聞き取り、その変化をとらえている。

(2) 今後の中期的な課題や展望

1) 合意形成に関する事項

- ①市街地では、住民に移転先の選択肢を持たせた形で事業を進めているが、住民要望に偏りが生じているため、事前登録制度による移転先決定を行うこととなるが、実際にどのような結果となるかは不透明である。
- ②具体的に工事が始まると、今まで意見を言わなかった住民も発言するようになるので、そのような声をとらえながら、臨機応変に対応することが必要となる。

2) その他の事項

- ①復興事業が本格化した場合、高台移転の残土処理の問題や複数工事が同時に実施されることによる事業間調整、工事車両による交通問題が懸念される。
- ②被災した事業者は早期の再開を目指しているが、産業を集積させたいエリアの整備時期とミスマッチが生じており、流出が危惧される。
⇒このため、内陸部に工業団地を検討している。
- ③復興交付金が平成27年度までとなっているが、市では復興に最低でも10年かかると考えており、その財源確保が課題となる。

・石巻市(15/15)

5. 全体のまとめ

- ①漁村集落など、比較的小規模で住民の生活様式が類似した地区における移転事業では、合意形成を図りながら、まとまりのある移転先を選定し事業を進めることが可能である。

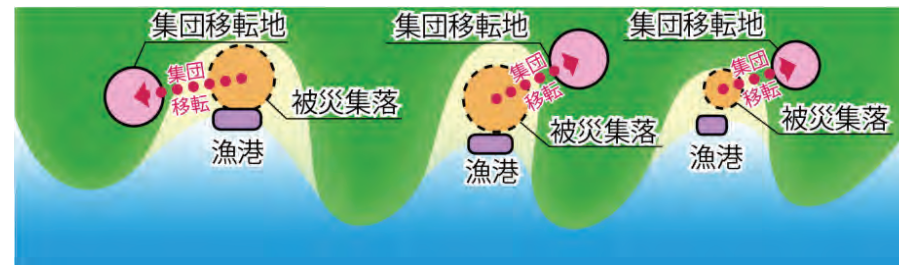
一方、市街地部では、対象となる被災者が多いため、被災者の居住地近傍にまとまりのある移転先の土地取得も困難な場合が多い。また、その生活様式や生活再建の方向性も多様であり、必ずしも集団での移転を選択しないことから、移転先を確保した後に事業フレームが揺れ動くことが想定される。

- ②この様な状況の中で、早急に被災者の生活再建を進めるためには、生活再建に向けた多様な選択肢を用意した上で、被災者が選択するといった、多様な意向を調整しながら復興を進める手法を選択せざるを得ないことも起こりうる。

- ③この場合、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業等による移転地の選択肢は非常に多様で輻輳する。
この様な手法を用いる場合であっても、新たな市街地等におけるまちづくりの方向性を設定する際には、住民への適切な情報提供と早期の意向把握とともに、復興事業に伴い変化する被災者の意向を継続的に把握し、必要な仕組みづくりや計画の見直しを行いながら事業を推進することが重要である。

- ④また、市街地部では、移転先での生活をうまくスタートさせるために、震災前のコミュニティに配慮することは重要であるが、さらに、仮設住宅居住時にできあがった新たなコミュニティなど多様なコミュニティにも配慮した住宅再建(集団移転・集団入居)を進めることも重要となる。

□漁村集落(リアス部)での住宅再建イメージ



□市街地部での住宅再建イメージ

